

第8章 「新たな戦略的路線」下の北朝鮮経済 —「正面突破戦」の方法論を中心に—

飯村 友紀

1. はじめに

「米国がわが国の根本利益と相反する要求を掲げて強盗的な態度をとっていることにより、朝米間の膠着状態は避けがたく長期性を帯びることとなった（中略）。米国はまたも対話再開の問題をあれこれと持ち出しながら持続的に対話について並べ立てているが、これはそもそも対朝鮮敵視政策を撤回して関係を改善し、問題を解く用意があつてのことではなく、四面楚歌の境遇にあつてわれわれが定めた年末という時限を無難に乗り切り、致命的な打撃を避けるための時間稼ぎをしようとしているにすぎない（中略）。対話の話題を出しながらもわが共和国を完全に窒息させ、圧殺するための挑発的な政治・軍事的、経済的悪企みをいっそう露骨化させているのが、強盗米国の二重的形態である（後略）」「わが人民は歴史上かつてなかった長期的で過酷な環境の中で、自らの力で生きていく方法、敵と難関に打ち勝つ方法、自らの尊厳と権利を守る方法を学んだ（中略）。ベルトを締めあげても必ずや自力富強・自力繁栄して国の尊厳を守り、帝国主義に打ち勝つというのがわれわれの力強い革命信念である」—2019年12月、4日間にわたり行われた朝鮮労働党中央委員会第7期第5次全員会議における金正恩報告は、対外的環境に藉口する形ではあれ、北朝鮮の経済的苦境に対する危機意識を、一定の率直さをもって吐露した点で耳目を惹いた¹。特に「自力更生・自給自足せよと繰り返し述べているが、これを実現するためのわれわれの事業は以前の惰性から脱皮できずにおり（中略）、自立・自強の雄大な偉業を牽引し推進するには不十分で、（国家管理事業と経済事業などが：訳註）大胆な革新を実現できず沈滞している」といった言辞からは、いっかな進展しない米朝対話が自らの政治的正統性に与えかねない瑕瑾に加えて、長期化する経済制裁への対応がなお十分でなく、その影響が拡大していることに対する焦燥が強く看取される。同会議の席上、突如として「10大展望目標」の語が登場し、2020年に目標年度を迎える「国家経済発展5カ年戦略」を実質的に一両者の関係性についての説明を欠いたまま一置換することとなった点²、あるいはかつて金正恩自身が「強盗的な制裁封鎖でわが人民を窒息させようとする敵対勢力との尖鋭な対決戦」と位置付けた「元山葛麻海岸観光地区」建設工事が相次ぐ工期延長を強いられている点からも経済的苦境の一端は垣間見えるが³、これらを勘案するならば、過去の自らの発言を殊更にオーバーラップする形で人民に耐乏を求めた背景にも、直接的な責任を外的要因に転嫁することで、眼前の不如意な経済状況が体制への疑義へとつながる事態を回避せんとする意図があつたものと推量されよう⁴。

さて、ならば斯様な状況にあつて、北朝鮮当局はいかなる手法をもって経済のハンドリングを図つたのか。本稿はこの点を直接の関心事に据えて、2019年の北朝鮮経済の政策的推移を検討しようとするものである。特に、筆者は過去のプロジェクト報告書において、リソース逡減という与件下での経済振興の方策という観点から経済政策の様態を観察してきた経緯があるが⁵、このような与件が—おそらくは北朝鮮当局の「期待」を裏切る形で—一当該年においても持続したことは自明であるため、過去に得た知見を十全に活用できる

よう、本稿においても引き続き、リソースの制約への対処法としていかなる思考がなされ、それがいかなる政策的方向性として顕現するのかに着目するとの基本的な分析視角を維持しながら考察に臨むこととする。また、2018年4月、党中央委員会第7期第3次全員会議において提唱された「経済建設に総力を集中することについての新たな戦略的路線」（略称「新たな戦略的路線」⁶）が、米朝対話の停滞にもなって対外認識が再び先鋭化した2019年においていかなる変容を遂げたのかについても目を向けることで、当該年における経済政策という直近の事象を、より長いタイム・スパンの中に位置付けながら観察できるよう図り、もって北朝鮮当局の思考を特徴づける志向性の通底—プロパガンダ上強調される政策的—一貫性（ないし無謬性）とはもとより別個の意味での一と、その基調の上に生じる種々の変化の双方に対し十分な分析の「感度」を確保せんとする点に、本稿の眼目が存する。具体的には、「新たな戦略的路線」と、先に一部引いた党中央委員会第7期第5次全員会議におけるキー・ワードとなった「正面突破戦」との関係性を分析することで経済政策の「大枠」を描き出したのち、経済振興策として実行された個別の政策のカヴァーを試みる。そのような、主としてマクロからメゾにかけての領域にかかる考察を通じて、2019年の北朝鮮経済に示された特性を「浮かび上がらせる」こととしたい。

2. 「新たな戦略的路線」のロジック—変容とその後背

2019年の北朝鮮において、経済的パフォーマンスへの懸念がほぼ可視的ともいえる形で表面化し、金正恩の言辞にもそれに端を発する危機意識が滲むまでに至ったことについては先に触れた。それでは、既存の経済政策は斯様な状況に至るまでの間にいかなる帰結をたどっていたのか。特に、先年（2018年）に登場し、経済政策のいわばグランド・デザインに位置付けられた「経済建設に総力を集中することについての新たな戦略的路線」をめぐる状況を確認するところから、検討を開始することとしたい。

同路線の唱える「経済建設への総力集中」が一語感より得られるイメージとは裏腹に—実際には従前の「経済建設と核武力建設を並進させることについてのわが党の戦略的路線」（略称「新たな並進路線」）における経済振興の方策から大きく乖離するものではなかったことは過去の報告書において指摘した通りである⁷。さらに付言するならば、2013年に登場した「新たな並進路線」のロジックが、表面上は「並進」（同時発展）を掲げつつ、実際には核開発に起因するフィードバック効果をもって経済振興が可能になるとの主張の下にリソース投入の優先順位を設定していたこと、そして斯様なロジックが経年変化の中で核開発・「国防工業」（広義の軍需産業）・民生経済の3つの目標を同時に—フィードバック効果についての言及を著しく減少させながら—実現せんとするものへと変容していったことをいわば承継する形で登場したのが「新たな戦略的路線」だったのであり、このことから新路線のロジックは、旧路線が掲げた重点目標、すなわち核開発および「国防工業」と民生経済の相関関係（リソースの配分と相互連関）について韜晦したまま「経済建設への総力集中」を唱えるものとなっていた。したがって、「新たな戦略的路線」のその後の動向を観察する上ではこれらの特徴を「切り口」に用いるのが適当と判断されるが、そのような観点に照らしたとき、2019年の同路線は明確に斯様な「流れ」に連なっていたことが看取される。すなわち、「国家財政管理の基本原則は党の新たな戦略的路線と经济管理政策を徹底的に具現（中略）することである」「今日の闘争においてわが共和国の前にはあらわれた中

心課業は国のすべての力を経済建設に集中して社会主義の物質的基礎をしっかりと押し固めることである。これは法制定事業の中心を経済事業と関連した国家の制度的・法律的条件と環境を改善することに置かねばならず、新たな戦略的路線と社会主義企業責任管理体制を正しく実施できるよう経済事業と関連した法律的条件と環境を改善することが国家の法体系を完備する上でもっとも重要な要求としてあらわれることを物語る」と、表面上において同路線が国家運営の根幹として定着しているかのごとき言説が展開される反面⁸、そのディテールをめぐってはむしろ不透明さが増していたのである。

たとえば、「(新路線以前の時期において：訳註) 革命の最高利益を守護し経済強国建設の平和的環境を準備するために国防建設に優先的に力を入れざるをえなかった。国の多くの資源と優秀な技術的潜在力が国防建設に先次的に回され、これはわれわれの経済建設の速度に一定の影響を及ぼすこととなった」と、旧路線下でリソースの傾斜配分が行われていたことに対する公言を交える形で、新路線においてはそのような事態が解消されたことが説明された一方で⁹、「政治軍事強国の地位へと確固として上った今日、わが党と国家の前には政治軍事強国の地位をさらに強固にしつつ、一日も早く経済強国の頂に勝利の旗を翻し、社会主義強国建設偉業を完成させるという重大な革命任務があらわれている。自立的で現代的な経済土台に基づく経済強国を建設してこそ、人民に豊かで文明的な生活を保障することができ、(中略) 自律的国防工業の物質技術的土台がさらにしっかりと押し固められ、全民武装化・全国要塞化もより高い水準で実現することができる。したがって経済強国建設は現時期わが党と国家が総力を集中すべき基本戦線(中略)となる」と、軍事力のさらなる強化を目的として経済振興を唱える言説が同時に浮上していた¹⁰。さらには新路線下において引き続きリソースの軍事への優先配分を求める主張までもが登場し、先の説明を相殺する結果となっていたのである。

「社会主義経済建設に総力を集中している今日、自立・自力の旗幟高く社会主義の物質的基礎をしっかりと押し固めるには国家防衛力を限りなく向上させていかねばならず、そのためには国の防衛力を引き続きしっかりと固めて自衛的国防力を強化しなければならない¹¹」

また、経済部門間の相互連関、わけてもフィードバック効果に関する言説についても同様の特徴が看取され、旧路線下で核開発および「国防工業」への優先投資を正当化する論拠とされてきた「核開発(軍事)から民生経済への経済的波及効果」が新路線下において顕現しているか否かに関しては「先端水準に確固として上ったわれわれの国防工業は国の経済発展と人民生活向上のための闘争で牽引機的作用を立派に遂行するであろう」「経済建設に総力を集中することについての戦略的路線は経済的内容において国の経済全般を整備補強し活性化することについての路線である。全般的経済の整備補強は(中略)国防部門の科学技術成果と生産潜在力を経済活性化に動員利用し、経済建設を強力に推動できるように経済管理方法と事業体系を改善する方向で進めなければならない」と、わずかに将来的な展望ないしは課題として指摘されるにとどまっていた¹²。また他の文献においては「強力な国防工業の最先端の技術成果は人民経済の各部門に一般化され、重工業をはじめとする国の経済力強化に積極的に貢献することとなる」ことを理由としてさらなる軍事力強化

が主張されるか、あるいは「国防工業の発展は重工業の発展に基づいているだけに、重工業をはじめとする人民経済の各部門が自体の高い科学技術で武装されるに伴って国防工業の威力もさらに大きくなる。知識経済時代の要求に合わせて人民経済のすべての部門を自体の科学技術力に基づいて現代化・情報化してこそ、国防工業の発展に必要な原料と資材・設備を自体の力と技術・資源によって最上の質的水準で適時に、円満に生産保障することができ、生産を高い水準で正常化することができる」と、波及効果それ自体が捨象されるに及んでいたのである¹³。

さらに斯様な傾向を反映してか、旧路線によってもたらされた経済的成果一字義通りには新路線下での経済振興の土台となるはずのもの—についての言及はきわめて乏しく、大半は同路線下で完工した大規模建設工事（「記念碑的創造物」）が列挙され、それらをもって経済成長の潜在力が十分であることを示すか、あるいはそれらが人民をして「誰も持つことも真似ることもできない一心団結の威力と莫強な自衛的軍事力、高い経済的発展展望を持ったわが共和国の実態と位相に対する矜持と自負心、党の領導に従って進んでいく途に社会主義勝利があるという確信」を抱かしめた、といった精神的効用を強調するものにとどまっていた¹⁴。当初の旧路線が、優先部門（核開発）への優先的投資による副次的効果としていち早く発展し、経済成長に貢献すると主張してきた宇宙産業や原子力工業も、旧路線の「勝利」を受けて新路線が開始されてから1年以上が経過してなお、顕現する兆しを—NPT（核不拡散条約）や国連安保理決議に明確に抵触するそれら自体の是非についてはひとまず措く—見せることはなかったのである¹⁵。

ならば、旧路線の「勝利」すなわち核抑止力の構築により安全保障が確保され、それにともなって通常兵力と余剰人員が削減されて民生経済に転用される、との見立てに関してはどうか。もとより軍事面の動向をつぶさに把握することは困難であるものの、言説上においてはそのような軍民転換の動きが先年以上に活発化しているさまは見出せず、主として大規模建設工事に労働力として参与する軍人たちが発揮する闘争気風と働きぶりに民間部門の労働者が倣い学び、その結果として「全人民が軍人精神・軍人氣質・軍人氣概で飛躍の暴風を起こしていく」という「軍民共同作戦」の展開が唱えられるにとどまっている¹⁶。その実態についてはなお慎重な検証を要するにせよ、少なくとも軍民転換が旧路線の成果として位置付けられ、新路線下で経済振興のために活用されているには至っていないことは、けだし確かであろう¹⁷。

そして、新路線をめぐる言説においては、以上に見たごとく同路線を構成するロジックが著しく「縮小」していた—記述の抽象化をともしつつ—のみならず、さらにはそのような混乱自体をいうなれば相対化せんとするかのとき傾向も表面化していた。同路線の上位概念としてにわかに「経済強国建設のためのわが党の戦略的路線」のタームが浮上し、新路線がそこに包摂される事態が生じていたのである。文献の記述によれば、この「経済強国建設のためのわが党の戦略的路線」は2016年5月に開催された朝鮮労働党第7次党大会の席上、金正恩により闡明されたものであり、「自力自強の精神と科学技術を擱んで人民経済の主体化・現代化・情報化・科学化を高い水準で実現し人民に豊かで文明的な生活条件を用意する」ことを主たる内容とするたとされる¹⁸。またそこにいる「経済強国」は「自律性と主体性が強く、科学技術を基本生産力として発展する国」「国防建設と経済建設、人民生活に必要な物質的手段を自体で生産保障し、科学技術と生産が一体化して先端技術産

業が経済成長において主導的な役割をする自立経済強国、知識経済強国」の謂とされ、「経済強国建設のためのわが党の戦略的路線」はこれを実現するための「指導的指針」に相当するとの説明がなされている¹⁹。その上で「わが党の新たな戦略的路線（訳註：新路線を指す）は党の新たな並進路線（訳註：旧路線を指す）の偉大な勝利が成し遂げられた現条件において経済強国建設の戦略的路線を円満に貫徹できるようにする路線である」との文言が付され、この「経済強国建設のためのわが党の戦略的路線」と新路線との位置関係の整理が試みられていたのである²⁰。ただし、文献が同タームの底本と位置付ける第7次党大会での報告において、金正恩はたしかにこの用語に言及しており、また文中、同タームの定義や「経済強国」についても同様の表現を用いて説明していることが確認できるものの、他方で同タームが他の「路線」、特に2016年当時「恒久的に擱んでいくべき戦略的路線」とされていた「新たな並進路線」（旧路線）といかなる関係にあるかに関して、金正恩はなんら語っていない²¹。また、この報告中では同タームおよび「新たな並進路線」のほかにも「社会主義経済建設の戦略的路線」との表現が看取されるほか、「人民経済の主体化・現代化・科学化」「青年重視」「自強力第一主義」「先軍革命路線」「全党の金日成・金正日主義化」などが一報告が触れた政治・経済・教育・軍事・思想の各トピックに合わせる形で一それぞれ「戦略的路線」として指称されている点も考慮すれば、同タームを「指導的指針」として新路線（ないしはその前段としての旧路線）の上位概念に位置付ける志向性が当初より形成されていたとは見做しがたい。むしろ、ここまで引いた新路線に関する言説に見られる当局の「逡巡」、特に軍事と経済の相互の関係性をめぐる韜晦ぶりを想起するとき、表現上「軍事から民生経済へのリソース投入対象の転換」を想起させる新路線のロジックが現実との間に惹起する大小の齟齬に対し、当局がより包摂的な一換言すればディテールにおいてより抽象的な一類似のタームを意図的に介在させ、事態の收拾を図った可能性が強く疑われるのである。

その後、2019年末以降の公的文献上の新路線をめぐる議論は小康状態ともいうべき低調な水準にとどまっており、ここまで瞥見したロジックの変遷が今後いかなる展開を示すかは必ずしも定かではない。ただ、特に北朝鮮経済全般の動向を観察するにあたっては、表面上同路線が依然として堅持される一方で²²、その内容がさらなる変容を遂げていた点は注目に値するところであろう。すなわち、各種文献の記述上、現下の北朝鮮においては「経済建設に総力を集中」する新路線の下、経済振興のための方向性として各分野への波及効果の高い中核部門に対する重点投資が叫ばれ、なおかつその対象を従来型の「4大先行部門」（電力工業、石炭鉱業、金属工業、鉄道運輸）から「知識経済時代」に即した「情報産業、ナノ産業、生物産業」へとシフトすることが主張されているさまが看取されるが²³、斯様な「アップグレード」を施された経済活性化策が、その実十分なリソースの投入、特に軍事部門からのリソースの移動をとまなう形で行われることはなく、むしろリソース配分においてより大きな「パイ」を占めるに至った軍需産業（核関連部門を含む）が、民生経済との連関を一従来以上に一欠いたままアンタッチャブルとして現存し続ける状態で、縮小する「パイ」の中に民生経済が押し込められるという構図の下に行われている可能性が、いっそう高くなっていると考えられるのである。

3. 「正面突破戦」の含意—「新たな並進路線」への回帰？

さて、それではいったん新路線から離れ、冒頭に触れた党中央委員会第7期第5次全員会議（2019年12月）に再度目を転じ、特に同会議で事態打開の方策として提示されたターム「正面突破戦」を検証することとしたい。論旨の明確化のため、まず同会議での金正恩報告を題材として同タームのロジックの再現を試みるならば、それは以下のようなものであった²⁴。

まず、当該テキストの文意を追うとき、同タームの真意は「世紀を継いできた朝米対決は今日に至って自力更生と制裁との対決に圧縮されており、明白な対決の構図を描いている」との問題意識に置かれていたことがわかる。すなわち、北朝鮮の認識においては、自身に対して外部勢力が弄する主たる手法がまさに経済制裁であり、その経済的圧力に屈するほどに「敵の反動攻勢はいつそう激しくなってくれわれの前進を防ごうと襲いかかってくる」こととなり、また逆に経済制裁の効果が減じるほどに「敵はさらに大きな苦悩に直面し、社会主義の勝利の日がその分引き寄せられる」ことになる。ゆえにこそ、米国との対立の長期化によって「この先も敵対勢力の制裁の中で生きていかねばならないことが既成事実化」した状況下で経済成長を実現することがことさら重視され、「自力更生の威力で敵の制裁封鎖策を総破綻させるための正面突破戦」とのスローガンが浮上することとなったのであった。「自らの力を恃む」ことによって制裁下で経済成長を実現せんとするエトスそれ自体は特段新奇なものではなかったにせよ²⁵、ハノイ米朝首脳会談（2019年2月）決裂後の膠着状況の中で自らの「弱点」としての経済への挺入れ—先述の通り、対外的な交渉における弱点である以上に、体制に対する疑義の引き金となるという意味で対内的な弱点であるというのが本稿の見立てであるが—を迫られたことで、この点に再度スポットが当たったということになるだろうか。

また、同じテキストによれば、斯様な悪条件下で経済振興を実現するにあたって格好の先例となるのが、同様の制約の中で推進した核開発の経験であった。

「国防科学技術の先進国においてのみ保有している先端武器体系を開発する膨大かつ複雑なこの事業は、科学技術的側面における革新的な解決策を、誰の助けも得ることなくわれわれ自身が探し出すことを前提としており、このすべての研究課題は主体的力量、つまりわれわれの頼もしい科学者・設計家・軍需労働階級によって完璧に遂行されました。これは偉大な勝利となり、党で構想した展望的な戦略武器体系がわれわれの手中に一つずつ握られるようになったことは、共和国の武力発展とわれわれの自主権・生存権を保護し担保する上で巨大な事変となります。先端国防科学のこのような飛躍はわれわれの軍事技術的な強勢を不可逆的なものとし、われわれの国力の上昇を限りなく促進させ、周辺政治情勢に対する統制力を向上させて敵に甚大かつ強烈な不安と恐怖の打撃を与えることとなるでしょう。今後時間を引き延ばせば延ばすほど、朝米関係の決算をためらえばためらうほど、米国は予測不能なほどに強大化していく朝鮮民主主義人民共和国の威力を前になすすべもなく、されるがままとなるほかなくなり、いつそう窮地に陥る流れとなっています」

かくのごとき、経済振興を核開発の一種の相似形として描く試みは従来よりなされてお

り、たとえば2019年4月、最高人民会議第14期第1次会議での金正恩による施政演説中にも「われわれは敵対勢力の恒常的な制裁の中で社会主義を建設してきましたが、だからといってそれに慣れてしまっただけでは絶対にならず、革命の前進速度をいささかたりとも遅らせることはできません。力ではわれわれをどうすることもできない勢力にとっては制裁は最後の頼みの綱となるでしょうが、それ自体がわれわれに対する耐えがたい挑戦である以上、決してそれを受け入れることも、傍観することもできず、必ずや立ち向かい、打ち砕かねばなりません。長期にわたる核の威嚇を核によって終息させたように、敵対勢力の制裁の突風は自立・自力の熱風で一掃しなければなりません」との表現が看取される²⁶。これらにおいて語られるごとく核開発が独力で行われたのかに関してはさしあたり措くにせよ、2019年を通じ、北朝鮮当局の認識において核開発の経緯が「自力開発」をキー・ワードとして、経済をはじめ各分野で参照しうる一種の成功モデルとして位置付けられ、定着していったことがうかがえよう。そして、かかる論理構造の上に「今日の正面突破戦における基本戦線は経済戦線である（中略）。国の経済土台を再整備して可能な生産潜在力を総発動し、経済発展と人民生活に必要な需要を十分に保障することが現時期の経済部門の前にあらわれる当面課題となる」と結論付けるのが、「正面突破戦」のロジックの要諦であった。また、「われわれは可視的な経済成果と幸福だけを見て未来の安全を放棄することはできず」「米国の本心が暴かれた今日、米国の制裁解除などに期待をかけて座している必要はまったくないのであり、米国が対朝鮮敵対視政策を最後まで追求するのであれば朝鮮半島の非核化は永遠にありえず、米国の対朝鮮敵対視が撤回され、朝鮮半島に恒久的で強固な平和体制が構築されるときまで、国家の安全のために必須かつ先決的な戦略武器の開発を中断することなく引き続き粘り強く進めていく」「米国の核による威嚇を制圧し、われわれの長期的な安全を担保しうる強力な核抑制力の経常的な動員体制を常に頼もしく維持し、われわれの抑制力強化の幅と深度は米国の今後の朝鮮に対する立場にあわせて上方修正される」といった外部観察者の耳目を惹いた文言は、その実、北朝鮮のロジックにおいてはあくまで「正面突破戦を政治外交的・軍事的に担保する」ものとして補助的な位置付けがなされていた²⁷。かくして、核開発に範をとった独力での経済振興に主眼を置きつつ、すでに一定水準にある（とされる）核開発にも相応の関心を払い、これらをもって有利な対外環境を醸成せしめるとの方法論が形成されたのである。これを見る限り、外見上の強硬な言辞とは裏腹に、「正面突破戦」のロジックは、特に対外向けメッセージとしての側面においてはむしろ配慮（自制）が先立つものであったということになる。

ただし、ここで注目されるのが、斯様なロジックを補強するものとして組み込まれたのがほかならぬ「新たな戦略的路線」であったという一点であろう²⁸。むろん、字義通りにとらえるのであれば、表面上「経済建設への総力集中」を掲げた同路線は「正面突破」のロジックと矛盾なく適合しうるものといえ、特に「正面突破戦」が核開発の経緯を成功モデルと位置付ける点も勘案すれば、両者のロジックはさらに強く結合することとなる。しかしながら、前節に見たごとく、実際には同路線のロジックは一特に2019年に至って一著しく不明瞭なものとなっていたのであり、特にリソース配分の優先順位と部門間の相互連関という、同路線の根柢となるはずの要所において、記述上の韜晦がさらに進んでいた。これを勘案するならば、「正面突破戦」のロジックに見られる経済を主、核抑止力の増強を従と位置付ける描写の実態に対しては強い疑義が生じうるのであり、なおかつ経済振興と

核開発が両立可能な目標として描く筆致に関しても、核開発へのリソース投入にともなう経済的影響を糊塗せんとする意図の存在が強く推測されることとなる。

以上をふまえば、2019年に展開されたのは、核開発の意志の再闡明としての「正面突破戦」の浮上による「新たな戦略的路線」の再転換、つまり「新たな並進路線」への回帰というよりは、「新たな並進路線」の掲げた「並進」が（相互連関を欠いた）個別発展の謂であったことが公然化し、それを承けた「新たな戦略的路線」が斯様な構造に大きな変化をもたらさなかったことが浮き彫りになる過程であったということになる。そして、これを前段として、対外認識の先鋭化を受ける形で登場したのが「正面突破戦」であり、ここからは核開発の経験を成功モデルとして描くことによって、各「路線」の要諦となってきたリソースの配分や部門間の相互の関係性さえもが等閑視されるに至ったさまが浮かび上がるのである。視覚的な比喩を試みれば、経済構造の変化をともしなわなまま、スポットライトの光のみが移動し、再び核開発と経済振興の2つが照らされるようになったその陰で、両者の依拠する地盤が完全に分離されていた、とでも表現できようか。そして、いまや経済振興に対しては、外観上においては核開発の相似形として発展の可能性が描かれ、しかして実際には投入されるリソースのさらなる遞減—制裁のみならず核開発による—という条件が課されているということになる。そこから浮かび上がる絵図は、仮に最大限の成果を取めた場合であっても、経済振興が核開発の縮小再生産とでもいべきレベルに押し込められる、というものとなろう。

4. 2019年の北朝鮮経済—トレンドとしての「内発的」発展とその様態

ならば、斯様な「大枠」を背景として、当該時期の北朝鮮においてはどのような経済運営が行われていたのか。もとより北朝鮮当局の核開発（を包含する軍需産業）への優先投資という志向性が大きく揺るがず、また対外環境、特に経済制裁という要素が変化しない以上、北朝鮮経済をめぐる与件にも大きな変化は見込めないものであり、したがって2019年においてもリソースの減少への対応策という問題意識を中心として経済政策が展開したことについては言を俟たない。また、過年度報告書において行った考察より浮上した構図、つまり経済的苦境を打開するために各単位に認められる裁量権と、統制の弛緩を厭う当局の懸念との緊張関係が表現形態として個別政策の中に反復されるであろうこともまた容易に想像される場所である²⁹。ただし、対外認識の先鋭化と歩を合わせる形で、2019年の北朝鮮においては先年以上に当局の内部統制の志向性が高まっており、この点は同年に通底する際立った特徴をなしていた。たとえば2019年新年辞においては例年に引き続き「党と大衆の渾然一体を破壊して社会主義制度を浸食する勢道と官僚主義、不正腐敗の大小の行為を粉碎するための闘争」が呼びかけられていたほか³⁰、4月の最高人民会議施政演説においては「経済事業と関連した国家の制度的・法律的条件と環境を改善して経済機関・企業体が国家の利益と人民の福利増進を優先視し、定められた法と秩序を厳格に守るよう強い規律を立てねばならない」と、経済分野を念頭に置いて統制強化が強調されるに及んでいた。のみならず「共和国法は革命の獲得物を守護し、社会主義制度を強固に発展させて人民の権利と利益を擁護保障する威力ある武器です。革命と建設が深化するのに合わせて、党政策的要求に立脚し、現実を反映して法規範と規定をより細分化・具体化して科学的に制定完成させて適時に修正補充することで、社会主義国家の人民的な政治実現を頼も

しく担保しなければなりません。全社会に社会主義遵法気風を徹底的に確立し、全人民が高い遵法意識を持ち、国家の法に尊厳をもって接し、自覚的・義務的に順守するようにして、法機関の役割を高め、法執行において二重規律を許容せず、法の適用における科学性と客観性、公正さと慎重さを徹底的に堅持することでわが国を法が人民を守り、人民が法を守る最も優越な社会主義法治国家へと作り上げねばなりません」と、特に法的統制の形を取った掌握が試みられるようになっていたのである³¹。では、斯様な、従前に比して強調された統制強化の流れが、危機感をともなった経済振興という目的意識との間でいかなる作用を及ぼし、またその結果いかなる事態が出来していたのか。本節ではこの観点に立脚して、考察を進めることとしたい。

(1) 「自立経済」のイメージ形成と「内部予備の動員」に根差した自由度拡大

上に瞥見した統制ムードは、経済領域にも速やかに波及していった。特に対外認識の先鋭化という背景の下でそれが高潮していたこともあって、わけても経済の自立化に関連する言説が、この時期には増加していたのである。たとえば財政に関して「むろん、経済建設に必要な資金を他国からの援助や借款などによって解決することもできる。しかし歴史的経験は外部の資金に期待をかけるようになれば経済建設における主体性を保障できなくなるのみならず、自らの尽きせぬ力と内部源泉を十分に発動することもできなくなることで、逆に経済建設に支障を及ぼすこととなることを示している」といった認識はその典型であろう³²。そして、統制ムードと対外認識の結合は「自らの足で歩む経済、すなわち自立性と主体性が確固として保障された経済であり、自国の資源と人民の力に依拠して発展し、人民のために服務する経済³³」としての「自立経済」への志向性として顕現することとなる。

「われわれの革命の実践的経験は、他人に隷属することなく自らの足で歩む経済、自らの人民のために服務し、自国の資源と人民の力に依拠して発展する自立的民族経済を建設するには多面的で総合的な自立的経済構造を備え、さらに完備していかなければならないことを明確に実証している。(中略)われわれは国の自然資源と最新科学技術に依拠して国家の生活に必要な物質的手段を自前で生産保障しうる多面的な部門構造と、原料生産から完成品生産に至る生産循環が国内で完結する総合的な生産構造を全面的に完備することで、帝国主義者たちの卑劣で悪辣な経済制裁策動を水泡に帰せしめ、人民経済の持続的発展を成し遂げなければならない³⁴」

「他国の原料・燃料に依存する工業は主体工業ではなく、主体工業がない国は自立性と主体性が強い自立経済強国ということとはできない³⁵」

ただし興味深いのは、本質的には統制の強化へと容易に接続されるはずの斯様な志向性が、逆に裁量権の拡大に関する認識へと発展した点であった。たとえば「偉大な首領・領導者を戴く矜持」の謂としての「わが国家第一主義」が信念化されることで必然的に「事大と外勢依存」の対義語としての「自力更生の原則」が堅持されるようになる、といった言説と同時に³⁶、「経済発展のより高い段階の課業を遂行するための闘争は敵対勢力の執拗な封鎖と妨害策動が続く中で行われ、ここで信ずべきものは自体の力、自彊力のほかない。

ひたすら人民経済の自立的発展能力を拡大強化して、社会主義経済建設をより高い段階へ前進させるための確固たる展望を開いていかねばならない」との問題意識の下に、各単位の創発性の保障の必要性を主張する言説が登場するに及んでいたのである。

「国家的利益を優先視して企業体の本位主義をなくすといつて、経済的槓杆こうかんを企業体に対する掌握と統制の手段としてのみ利用するならば、機関・企業所の手足を縛り、生産を正常化することを不可能にし、単純再生産も適切に行えなくする結果が招来されかねない。内閣をはじめとする国家経済機関はすべての経済的槓杆を徹底的に企業体の再生産条件を円満に保障し、責任性と創発性を十分に発揚して生産を活性化し、拡大再生産を高い水準で実現することができるようにする方向で規定・利用しなければならない。(中略) 不必要な管理機構と事業秩序をすべてなくし、国家の統一的指導が中間を経ることなく実現するよう、中間の環や工程を最小限に簡素化し、各指導管理機構と部署が企業体の生産と技術、財政、労働行政、販売、資材保障、協同生産などの条件と環境の便利を保障し、監督することを基本職能と心得るようにしなければならない³⁷⁾」

そして、これに連なる形で、発展の余地を内部に求める傾向、換言すれば内発性に対する意識が高まることとなる。わけても目を惹いたのは「内部予備」の動員に関する言説であった。文献記述によれば、「内部予備」には増産予備、節約予備、質向上・品種拡大予備、労力予備、資材予備、設備予備、当面の予備および展望的予備、単純予備と複合予備といった類型があるとされ、このことから、いわゆるバッファストックのみならず節約や効率化によって生じた余剰利益もこの範疇に入ることが看取される³⁸⁾。さらに、「すべてが不足し困難な中ですべての部門、すべての単位で内部予備を余すところなく探求動員し、経済的元手を最大限効果的に利用することは今日の自力更生大進軍の勝利を保障する上で根本的な意義を持つ」と、このような「追加的支出によらない資源の確保」の重要性が強調されたのである。特に、ここで「死蔵されていたり効果的に利用されずにいる生産要素を生産に最大限利用」することが「労力と設備、資材、資金を追加投入せずともより多くの生産物と建設物を創造し、原価を下げ、蓄積を増やして経済建設を促進する」方途として描かれていた点は興味深い³⁹⁾。なんとなれば、ここからは個別単位レベルでの自助努力による生産増大のみならず、新規の生産・商行為の余地が生じうるためである。実際、収買事業の強化によって農産物と遊休資材、農産・畜産・水産部門から出る副産物と家庭で生じる廃紙・屑鉄・廃ゴムを確保するとともに、遊休労力と遊休資材、地方の原料資源を余すところなく動員することで労働力と労働対象、労働手段に対する国家の追加的支出をとまわずに消費生産を伸ばすといった、前者のタイプに属する運営が特に地方単位に対して求められると同時に⁴⁰⁾、たとえば農場や工場・企業所で共同畜産・個人畜産が奨励される中⁴¹⁾、鶏・豚の飼育を行って収入を得た個人の成功談が媒体を飾るなど、半ば私的なビジネスが肯定的に報じられるに至っていたのである⁴²⁾。むろん、それらは純粋に個人的利益を追求するための行為として描かれたわけではなく、得られた利益を活用して農場へ営農物資の提供を行う、あるいは生産物を軍隊に対する支援活動に投じるといった模範的行動が同時に報じられていたことは言うまでもない。また農場で飼育する役牛の管理を農場員

個人に課し、農場員は個人的に鶏・鴨・豚の飼育を行いつつ同時に役牛の肥育も自身の責任で行うといった「転嫁」ないし「対価」の色彩が強いケースもたびたび看取される場所である⁴³。しかし、これらの半ば私的なビジネスの盛行は、たとえば個人的公民の商行為を民法の規定に基づいて制限・禁止すべきと主張しつつ、実際には「利己主義的な目的の取引行為で不当な利益を追求する行為」「個別的公民の間の契約関係において不労所得を得ること」を禁止し、労働力や財産の支出をとまなう行為については対価の支払いを義務付けるよう求める言説などからも垣間見える場所であり⁴⁴、また生産単位が増産に必要な設備・資材を購入して解決する一すなわちそのような特殊な需要に応える素地が存在していることを示す一ケースが報じられることからも⁴⁵、内部予備の動員という目的に付随する形をとって、自由度が増加するとの現象が生じていたことが推量されるのである。

(2) 「内発性」志向の帰結—生産向上と裁量権拡大の相関関係

ただし、このような自由度の増大は、まさにリソース逡減への対処という目的意識に根差しているがゆえに限界を内包するものでもあった。自助努力に基づく生産力の向上が肯定的なものとして奨励される一方で、各単位の裁量権—特に生産物の流通に関する権限—の拡大につながる局面においては、当局の逡巡がむしろ表面化していたのである。

特に、この傾向は社会主義企業責任管理制をめぐって顕著であり、制度それ自体の喧伝を通じて各単位の裁量権の拡大が印象付けられる反面、その実施プロセスに関しては統制色がより強まるという一種相反する傾向があらわれていた。

たとえば、金正恩自身がその「正しい実施」をたびたび課題として掲げたこともあって⁴⁶、内閣総理の「現地了解」においてもしばしば同制度の実施状況のチェックが行われるなど、同制度に関する議論は活発化していた⁴⁷。また同制度の協同団体への適用拡大もたびたび議論の俎上に載り、協同農場で実施される「農場責任管理制」においては計画化事業・生産組織・労力管理・資金動員・生産物分配および処理などが農場の判断と決定に委ねられるなど、各単位の裁量権はさらに拡大の様相を示していたのである⁴⁸。もとより、それらの権限が及ぶのは「自体指標に基づく生産物」に限定されていたにせよ⁴⁹、斯様な権限付与によって従来の独立採算性が持つ弊害、すなわち「独立採算性ではどこまでも国家の統一的な指導が重視され、不可避な事情により計画段階で合わせられない採算や計画執行過程で国家的事情で合わせられない採算に対しては国家が責任を負い、予算資金で補償することを前提としていた」点—いわゆるソフトな予算制約—を解消せんと図ったものと推量される⁵⁰。

しかしながら、文献が「企業体が自ら設定した企業所指標生産物を生産・販売することは、企業体の正常的な経営活動を保障する上でも意義を有するが、ひいては国家指標生産物の生産を無条件に、徹底的に保障して全般的な経済の活性化を速い速度で推進していくのに貢献することとなる」と端的に語るごとく、同制度の真意がインセンティブ付与による経済活性化よりは生産ノルマ達成の保障に置かれていたことは明白であった⁵¹。特に各単位の独自の生産活動に^{たが}箍をかけようとする傾向は当該時期の言説上において顕著なものとなっており、たとえば同制度により各単位に付与される経営権の一環として、ノルマ外の生産物の販売経路の選択権が—「注文契約または自らが決心して行う」との表現で—認められることが明言される一方で⁵²、より強い国家統制が作用する「注文契約」以外の経

路についての言及は文献上、きわめて抑制的なものとなっていた⁵³。その上で、次のような記述による「上書き」がなされ、同制度下でインセンティブの代表格となるはずの独自の生産活動は、名実ともに副次的地位へと「押し込められる」のである⁵⁴。

「社会主義企業責任管理制の要求に適う企業所の計画化事業は、企業所指標を伸ばし、中央指標も生産条件の保障の程度に合わせて企業所指標として、計画を無条件に執行して企業所指標と譲り受けた中央指標に対する計画を注文契約の方法で自ら立て、遂行し、生産能力上の余裕がある場合には、中央指標計画を遂行する条件の下でより多く生産したり、需要がある指標を注文契約に基づいて生産することができるよう、計画槓杆を効果的に利用することとなる」

「企業体は中央指標計画を無条件に遂行する条件の下に、他の企業体や単位から注文を受けて企業体指標として計画化・生産することができるようになった状況で、中央指標計画を遂行しつつ注文と契約に基づく計画化事業をよく行うことで、生産を伸ばし、企業を活性化していくようにしなければならない」

他にも類似の記述は「経営収入を増やすために職種を変えたり計画指標を勝手に変更し、生産量を恣意的に調節するといった自由主義的な経営戦略を立てることは許容されない」「企業体の財政管理権は国家の統一的な指導の下で企業体が経営活動に必要な資金を自ら造成し、合理的に分配利用する権限である」等、枚挙にいとまがない⁵⁵。また同制度の実施規定（細則）の各チェック項目を「物質的評価よりも政治的評価を先立たせる」原則の下に作成・設定した単位を顕彰する新聞報道からは、より現場に近いレベルにおいてもこのような風潮が拡大していることが推測される⁵⁶。もとより文献記述と実態との間には相応の懸隔があるものと推測されるが、少なくとも同制度をめぐる全体的な風潮、そして当局のスタンスがかくのごときのものであったことは、けだし確かであろう。

また、斯様な動向は金融を通じて各単位の行動を管理する存在としての金融機関をめぐる言説にも波及していた。北朝鮮における銀行が、ビジネスの仲介・促進よりは監督統制機能に重きを置いていることは「人民経済計画と財政計画の有機的連係を保障し、現金収入源泉を最大限に探し出してそれを計画に反映させねばならない。今日、多くの工場と企業所が自強力第一主義の旗幟を高く掲げ、内部予備と潜在力を総動員して質のよい多くの消費品を自体の実情に合わせて生産供給している。銀行機関では増加する現金収入の規模を遺漏なく掌握し、現金計画に反映させなければならない」といった記述からもうかがわれるところであるが、まずは銀行自体の斯様な監督機能の強化が主張されるようになっていたのである⁵⁷。文献上、その手立てとしては現金計画化・利子率調整・支出準備率調整・為替調整といった通常の方法のほか、各工場・企業所が銀行に開設した口座より平均残高を算出し、超過分を国家が動員する、あるいは各単位が国家予算を用いて生産・経営活動を行った結果得た収入のうち、単位の手元に一部のみを残して残額を銀行の「国家予算口座」に入金させ、それを国家の追加源泉として活用する手法等がとられていることが記されているが⁵⁸、それらからは銀行に対し、いわゆる税務署的機能をさらに超越した、まさに「管理」者としての位置付けがなされていることが看取される。

また、現今の北朝鮮においては、中央銀行以外はすべて商業銀行に転換され、採算制で

運営されていることが闡明されていた⁵⁹。それら商業銀行には国家予算口座資金（国家予算を執行する過程で支出に回されず一時的に残っている資金）、機関・企業所口座資金（商品販売収入をはじめとする経営活動の結果得られたすべての貨幣収入と国家からの資金供給、銀行からの貸付金）、住民・機関・企業所で動員された一時的遊休貨幣資金（商業銀行の資金流通機能によって動員された資金）、銀行の自体資金（貸付利子収入、手数料収入等で支出を賄った残額）といった資金が集められ、それらが「機関・企業所で経営活動を正しく組織し、すべての資金を効果的に利用するための統制手段として利用」される、というのが文献の説明するところであり⁶⁰、「各部門、各地域のすべての機関・企業所に口座を開設させ」、「多様な金融槓杆を活用して自体の資金源泉で地域の資金需要を保障する」ことで「すべての機関・企業所の貨幣資金を銀行に集中させ、貨幣取引が銀行を通じてのみ行われるように」するとともに「住民の遊休貨幣資金を最大限動員利用する」ことでさらなる資金集中を図る、との記述からも、直接的には資金需要に対するファイナンスを担いつつ、管理強化を推進する存在として商業銀行が描かれていることがうかがえよう⁶¹。

そして、斯様な活動を通じて経済に対する国家管理の強化に寄与し、のみならず金融機関採算制を通じて国家収入の増大にも貢献する存在としての商業銀行に対して⁶²、その活動の重要性が高まるほどに統制も強化されるとの構図が表面化していたのである。たとえば、中央銀行が商業銀行に一定額の（中央銀行の口座への）預金を義務付ける「法定準備金」制度、そして商業銀行に一定額の資金保有を義務付ける「支払準備金」制度に対して、文献は直接的には商業銀行の貸付規模を調節統制し、同時に商業銀行の預金者に信用を提供するための仕組との説明を付しているが、以下のような付言を瞥見すれば、その含意が商業銀行の活動に対する統制強化にこそあったことは明らかであろう。

「中央銀行は全社会的範囲で生産物の生産と流通の規模がどの程度であるかを国家的見地から掌握することができ、特に現金計画に依拠して計画時期に流通させるべき貨幣の流通規模を掌握している。もちろん個別的な商業銀行の場合にも一定の計画に依拠して事業を行っているが、計画遂行の過程では遊休貨幣資金の吸収が計画よりも多くなる可能性もあり、そうなれば避けがたくその利用も計画を超え、貸付規模が超過することもありうる。さらに、今日わが国において商業銀行が金融機関採算制の原則で運営されている条件で、遊休貨幣資金の動員と利用に対する彼らの責任性と創発性はかつてなく高まっており、これは商業銀行の貸付能力を相対的に高めている⁶³」

商業銀行を含む金融機関に対しては、銀行業務のコンピューター化・無人化実現のための設備導入に必要な資金を自らの収入により確保することが求められるなど⁶⁴、権限の拡大と国家負担の節減をバーターせんとする傾向がまま見られるが、さらに党の唯一的領導、金融活動における集団主義原則の固守、国家の統一的指導と個別的単位の創発性の正しい結合といった、社会主義企業責任管理制に関する言説において頻出する課題が商業銀行に対しても投げられていることもふまえるならば⁶⁵、各単位が計画の確実な遂行という領域を越えて独自の活動へと踏み出そうとするとき、当局がそれに対し掣肘を加えようとするという、先述の社会主義企業責任管理制をめぐる言説と同様の構図を見出すことはおそらく可能であろう。「銀行が住民との取引において信用を守らないゆえに貯金事業がうまく

っていない」さま⁶⁶、あるいは国内に氾濫する外国通貨を吸収するため公定為替レートと乖離した「協同換率」を設定せざるをえない状況が公的文献上において語られる状況にあって⁶⁷、個別銀行の置かれた環境が独自のビジネスを安定的に実施しうるものであるのかに関してはもとより疑問が残る。しかしながら、本節の考察からは、斯様な当局の志向性こそが、銀行の運営方向により大きな影響を及ぼしているであろうことが推量されるのである。

5. 方法論としての科学技術・自力更生一ロジックの再設定とグレーゾーンの創出—

以上に見たごとく、経済領域に充当されるべきリソースの逡減がさらに顕著となった2019年の北朝鮮においては、内発性の名の下に限定的な裁量権を付与し、もって生産ノルマの遂行を実現しつつ、同時に各種統制を駆使して裁量権を一定の枠内に押し込めんとする手法が試みられていた。経済領域における統制弛緩を危険視する従前の傾向に、先鋭化した対外認識が合流したことが、裁量権と統制の独特な関係性として表出したものと、ひとまず総括されよう。ただし、経済振興は斯様な内発性の強調—内部予備の動員—のみをもってしてはもとより実現困難であり、またリソースの確保とあわせて、特に技術開発と生産現場への導入が必然的に求められることとなるが、そこにおいては内発性以上に「外国」というファクターとの関係性が浮上することとなる。ならばこの側面においてはどのような様相が現出していたのか。本節ではこの点に焦点を当てて観察を行うこととしたい。

まず、内発性を従前以上に強く意識することとなった北朝鮮においていかなる経済振興の道筋が描かれたのかを確認してみよう。これについては前節においても一部言及したところであるが、金正恩「施政演説」中の表現を藉りて再度要言するならば「自立的民族経済路線をつかんで自力更生の革命精神を高く発揮する」ことであり、そのための課題として掲げられたのは「人民経済の主体化（主体性・自立性の強化）、現代化、情報化、科学化」であった⁶⁸。特に「自国の資源と技術、人民の力に依拠して多面的かつ総合的な経済土台を築いていく」ことで、外部要因の影響を受けない経済成長が可能になるとの絵図が描かれたのである⁶⁹。また北朝鮮の認識においては、そのための基盤はすでに構築されており、「無窮無尽の創造力をもった人民大衆と党が育て上げた科学者・技術者の陣営」「多面的で総合的な経済構造」という「主体的力量と自立経済の確固たる土台」を活用することにより「自立的な経済・知識経済」を実現することが十分可能であるとの判断が下されていた⁷⁰。自助努力による原料の確保や技術的課題の達成、あるいは科学技術開発に成功した単位の経験を一般化するといった手法が、これらの言説においてはイメージされているのであろう⁷¹。

そして、これらの全般的プロセスの進行を媒介するのが科学技術であり、各種言説においては「科学技術は経済の自立性と主体性をさらに強化させる威力ある手段」「科学技術の飛躍的發展は国の全般的威力を強化し社会を発展させるうえで機関車の役割をする」といった表現でその重要性が強調される⁷²。さらに、イデオロギー的側面において以下のような言説が展開され、上記の認識が補強されるとともに各種タームの位置関係が整理されるのである⁷³。

「自立的民族経済建設において自力更生・自給自足の原則を徹底的に具現するために

は科学技術を生命線としてつかみ、先立たせていかねばならない。それは自彊力の精髓が他人に依存することなく自体で生きていこうとする強い精神力、いかに不利な環境と条件の下でも奇跡を創造する科学技術力にあるためである。結局、自力自彊の威力はすなわち科学技術の威力であり、科学技術を重視し先立たせるところに自立経済発展の近道がある」

「自力更生の革命精神と科学技術は、自彊力の精髓である自体で生きていこうとする精神力と科学技術力とを非常に強化し、高く発揮させることにより、万里馬速度創造大戦を力強く後押しすることとなる」

「自彊力」が「自らを強める力」の謂であり、その源泉が「自らのものに対する愛着、自身のものに対する矜持と自負心」であるとの別の文献の記述も加味すれば⁷⁴、自力更生と科学技術が精神力と技術力の総体である自彊力を涵養し、またその過程を経て確立した自彊力が発現することによって自ずと外部要因に左右されない経済（自立的民族経済）が構築されていくことになる、とのいうなれば2段階の論理構造が見出されよう。そして斯様な構造は、自力更生に対し「今日の自力更生は現代的な科学技術に基づく自力更生、自らの力で最先端科学技術の高い頂を占領し、それに基づいてすべてのものを最上の水準で創造していく自力更生である」との説明が付されることによってさらなる補強が施される⁷⁵。すなわち科学技術を獲得する過程それ自体が、自力更生と解釈されることとなるのである。別の文献によれば自力更生は「自彊力」の実践手段（「闘争方式」⁷⁶）と位置付けられており、このことから自力更生は前段においては「自彊力」を涵養すること、また後段においてはそれを発揮することを指すものと推量されるが、以上を勘案すれば、このプロセスにおいては特に前段における自力更生、すなわち科学技術を自ら獲得することがとりわけ重要視されることとなろう。そして、最後にそのようなプロセスを妨害する存在として外部勢力が位置付けられることにより、対外認識との接続が行われるのである。

「今日、われわれは帝国主義者たちの悪辣な制裁封鎖の中で経済強国建設を進めている。（中略）現時期、帝国主義者たちが軍事的侵略に劣らず熱を上げているのが、科学技術を通じた支配と略奪である。帝国主義者たちは今日銃と刃では占領できない国々を科学技術で隷属させ、自らの経済的付属物に仕立ててそれらの国々を窒息させようと悪辣に策動している。しかし科学技術は決して帝国主義者たちの独占物ではない。科学技術発展の主体はどこまでもその国の人民自身である。われわれが先端科学技術に基づく自彊力の革命的旗幟を高く掲げるときのみ、国の科学技術をいっそう早く発展させ、帝国主義者たちの科学技術封鎖に革命的な科学技術戦略で立ち向かっていくことができる。万一帝国主義者たちの科学技術封鎖に恐れをなして立ちすくむならば、科学技術のみならず国を亡ぼすこととなる。われわれはいかなるがあっても先端科学技術を発展させ、それに基づいて自彊力を増大させていくことで、帝国主義者たちのいかなる経済制裁と科学技術的封鎖策動をも成功裏に打ち砕き、わが人民自身の力で経済強国建設においてあらわれるすべての問題を成功裏に解いていかねばならない⁷⁷」

冗長を恐れずに羅列したが、以上のような論理展開からは、まず何より、当今の北朝鮮において科学技術が眼前の生産拡大のみならず自律的な経済発展に寄与するものとされ、渴望されているさまが看取される。そしていま一つ推測されるのが、このような認識の構造において、外来の先進技術の導入が一定の条件の下でむしろ肯定—ないしは奨励—される可能性であろう。実際当該時期の文献においては、「人民大衆がすべてのものを自身の力で遂行していくことは、具体的には他人の力と技術、資源によってではなく自体の力と技術、資源に依拠して前途を開拓していくこととして発現する」と言明しつつ、その手段としての「自力更生・艱苦奮闘」に「ないものは作り出し、足りないものは探し出し、知らないことは学びながら、自体の力で奇跡と革新を成し遂げ（中略）る高い創造精神・探求精神である」との解釈を加えるといった手法で⁷⁸、外来の文物に対し一種のグレーゾーンを確保する言説がたびたび展開されていたのである⁷⁹。

「この事業で重要なことは、われわれの式を固守しつつも他国の進んだ技術を取り入れ、衛生便宜奉仕事業を新たな高い段階で創造的に発展させていくことである。しかし、他国の先進的な経験と方法を盲目的に取り入れてはならず、それらのうちわが国の実用に合った、新しい奉仕方法を適用する上で実質的に寄与する内容のみを受け入れ、またそれらを創造的にさらに発展させなければならない」

「なにを作るにも主体的立場に確固として立ち、ウリ式で新しく発展的なものを創造し、他人の物を受け入れる場合にも徹底的にわれわれの実情に合わせて受け入れ、繁栄の夢と理想を実現し、世界に先駆けていくことが朝鮮の自力更生なのである」

もとより、北朝鮮の現場レベルにおける外来技術に対する認識がいかなるもので、またそこにおいて対外認識と外来技術の関係性がいかほど問題視されているのかは定かではない。ただし少なくともロジックの上で斯様なグレーゾーンが確保されたことにより、統制ムードが高まる中でも、外来技術へのアクセスが肯定的なものとして文献上描かれていることは、たとえば金正恩が技術国産化の成果として高く評価した新型軌道電車の開発を主導した工場支配人が「世界各国の軌道電車の発展実態と科学技術資料」を渉猟していたことを称賛する文献の筆致からも看取されるところであり⁸⁰、また「インターネットを通じた科学技術資料の収集事業をより積極的に繰り広げ、周辺各国と欧州、東南アジア、中東をはじめとする各地域の国々・国際機構との科学技術図書交流と科学者・技術者交流をはじめとする各種の形式と方法で科学技術交流事業を拡大強化しなければならない」といった文言が文献を飾っている点も目を惹くが⁸¹、斯様な傾向は少なくとも現地の各单位にとっては、有用な作用を及ぼしているものと判断される。2016年に竣工した科学技術殿堂が「世界各国の先進科学技術資料が全面的・体系的に電子図書化され、総合的な電子図書館としての使命を円満に果たしている」こと⁸²、あるいは工場・企業所が「自体の科学技術力量に依拠して新技術・新製品の開発創造事業を力強く行う」にあたり、イントラネットを通じて「世界的な先進技術」にアクセスできるようになっている（とされる）ことなどは、さしずめグレーゾーンの効用ということになろうか⁸³。

ただし、このような態度が何よりも先鋭化した対外認識の所産であった点はけだし留意されるべきであろう。むろん、正確を期すればそれは経済制裁から現実に影響を受けてい

ることに端を発するものではあったが、金正恩自身の「自立的民族経済建設路線に徹底的に立脚して国の経済土台を強化する上で切実に必要となる部分と環を補充する方向で、対外経済協定と技術交流、貿易活動を多角的・主導的に策略をもって繰り広げる」べきとの発言に見られるごとく、その結果として現今の北朝鮮においては貿易活動が副次的・限定的なものとして描かれる傾向が強まっていた⁸⁴。その過程で現実の貿易構造を問題視する言説が登場している点は興味を惹くところであるが⁸⁵、ともあれこのような認識が実際の貿易政策と対外貿易へのスタンスにいかなる影響を及ぼすかについては、制裁それ自体の帰趨とともに、引き続き注視する必要がある。

6. 社会的・法的統制—グレーゾーンに対する「包囲」の構造

前節までの考察より得られた北朝鮮経済の政策的方向性は、統制ムードの高潮を受け、内発的発展の可能性に目を向けることでリソース逡巡に一本質的には対外環境の悪化と同等以上に自らの「路線」に起因するものであったとはいえ一対応しつつ、それによってはカバーしきれない技術面の要素については、経済発展の道筋に「段階」を設定するというロジック上の工作によりイデオロギーに一種の「グレーゾーン」を設け、それをもって外部からの技術的要素の導入を逆に奨励することを可能にし、対応せんとするというものであった。そのような「工作」が行われたこと自体が、あるいは対外認識の先鋭化と統制強化の動きの程度を示しているとも換言できようが、ならば斯様なグレーゾーンの存在と統制強化の流れによっていかなる状況が現出していたのか。統制強化の「影響」にスポットを当てた前節までの考察を承け、本節では内部統制の動向それ自体により注意を向けて、経済政策の流れをさらに追うこととしたい。

この観点から当該時期を瞥見するとき、同年を特徴づけたのは、端的にはなによりも統制の多様化というトレンドであったといえることができる。2010年代の中東地域における「アラブの春」の示唆点（教訓）を「帝国主義者に対するいささかの期待も幻想も持つてはならず、政治における自主の芯を確固として堅持すること、特に「帝国主義者の思想文化的浸透策動を絶対に許容せず、特に青年たちの中に帝国主義思想文化に対する少しの幻想や憧憬も生じないよう警戒を高める」ことに求めた言説からも垣間見えるごとく、まず「雑思想・思想雑鬼神の一扫」が叫ばれたのである⁸⁶。また、その過程で注目されたのは、たとえば「社会主義社会にはいまだに搾取階級の残余分子が残っており、この者たちは搾取制度を復帰させようとする野望を捨てていない。これとともに帝国主義者と反動たちは社会主義制度を破壊しようとするスパイ、破壊暗害分子をわれわれの内部に絶えず送り込んでいる」との認識に示されるように、「外来の」思想浸透工作のみならず「内部の敵」が攻撃対象として措定されていた点であり⁸⁷、これを受け、「古い反動的な思想をなくし人民大衆を社会主義思想で武装させるための思想闘争と敵対勢力の反社会主義侵略行為と不純敵対分子の蠢動を鎮圧粉碎して非社会主義・反社会主義的行為をなくす」べく「政治闘争・暴力闘争」が「階級闘争」として主張されるに及んでいた⁸⁸。その影響は甚大であった。特に、思想事業すなわち「人々の頭の中に残っている古い思想残滓と外部から浸み込んでくる反動的な思想」に対する「思想闘争」として「社会主義生活様式の確立」が掲げられたことにより、服装や髪型、言葉遣い、奢侈虚礼、迷信行為（四柱八字、宮合、風水説、ナルパジ（日和見）、公衆道徳紊乱（衛生管理と環境美化・マナー違反）など、生活上の行動の

ほぼすべてが「階級闘争」の表現形態とされ、監視対象に位置付けられることとなったのである⁸⁹。

斯様な状況にあつては、経済領域に対しても統制の目が向けられることはある種当然の帰結であつたといえよう。実際、「平和会談が行われるとって幻想を抱き、何かを期待することは自ら墓穴を掘るに等しい自滅の道で、(中略) 敵対分子たちは平和会談が行われる中でも陰險な目的を実現するため機会を狙っている」との認識の下に「階級原則」の固持、安逸と弛緩の排撃、「自力更生の革命精神」の涵養が叫ばれるとともに⁹⁰、思想・精神面を媒介として経済関連の行為・姿勢が標的に定められていったのである⁹¹。

「強力な社会主義経済を推し立てるための今日の総進軍の成果は勤労大衆の思想精神的準備程度、文化水準に重要にかかっている。もちろん知識経済時代の現在、経済建設における現代化も重要である。しかし生産と建設の主人、現代化実現の担当者も、現代的な設備を扱うのも勤労者たちであり、彼らの精神力を呼び起こして技術文化水準を高める事業を優先視し、ここに力を入れなくてはならない」

「経済建設に総力を集中している現在、非社会主義現象との闘争を強度高く展開することなくしては経済全般に対する国家の統一的指導を円満に実現することはできず、社会主義自立経済の莫強な発展潜在力も余すところなく発揚させることができない。のみならず勤労者たちの生産意欲を低下させて生産の正常化、経済の活性化に莫大な支障を与えることとなる」

特に、「階級闘争」と明確に関連付ける形で「高い階級的自尊心は今日の経済建設大進軍の勝利を推動する威力ある原動力となる。それは(中略) 他人に対する依存心と輸入病を完全に一掃し、自力更生の革命精神・闘争気風をより高く発揮させる思想精神的源泉である。(中略) 階級的自尊心がなく他人に対する期待と幻想に陥り、自分の力を信じられない者には自らの力で無から有を創造していく自力更生の革命精神・闘争気風が生じるはずもなく、無限大の精神力が発揮されることもない」との筆致で経済事業への姿勢が監視対象に据えられた点が目を惹く⁹²。また、それら思想面の統制を訴える論調が次第に経済関連の法秩序の維持へとシフトしていく現象が見られた点も特徴であつた。かくして、対外認識に端を発した統制ムードは経済を含むすべての領域に拡大し、そして法的統制という明確さをもった様態をとって顕現することとなるのである⁹³。

「検察機関は行政経済監視を強化して全部門・全単位で党の経済政策が徹底的に貫徹されるようにしなければならない。検察機関は经济管理において集団主義原則に反する個人主義的方法・資本主義的方法を引き入れるいかなる現象と要素もあらわれることがないよう、法的監視と統制を日常的に、内実をもって行っていくことが重要である」

「社会主義社会が、みながともに働き平等に暮らす社会だからとって、労働に対する報酬で社会主義分配原則を徹底的に守らないことも必ず克服すべき問題となる。社会主義社会の過渡的性格を無視し、労働に対する報酬制を実施する上で平均主義を行えば、人々の革命的熱意を低下させることとなり、社会に遊んで暮らす徒食者コンダルクンが出現し、革命と建設に莫大な支障を及ぼす」

「自力更生の旗幟高く社会主義建設で大飛躍を起こすにはすべてのイルクンと勤労者が国家の法規範と規定の通りに働くようにしなければならない。法機関は生産と管理を主体の社会主義経済管理原則と社会主義企業責任管理制の要求通りに行い、生産計画を遅滞なく遂行するよう要求性を高めねばならない。イルクンたちの中に勢道と官僚主義、不正腐敗行為が絶対に現れないよう法的に厳格に統治することが重要である」

そして、そのような中で際立っていたのが、前節に見た外来技術に対する「グレーゾーン」とでも表現すべき統制の空隙の存在であった。たとえば、先にも引いたようにタームとしての「輸入病」が明確に「雑思想・雑鬼神」と位置付けられ⁹⁴、その一掃が求められた一方で、「輸入病」自体に対する筆致には外見上の苛烈さとは裏腹に「曖昧さ」が内包され、外国技術の吸収・導入の余地を残していたのである⁹⁵。

「今日の事大主義者は不屈の精神力と科学技術に依拠して自強力を育てることを考えず、輸入病にかかって条件の言い訳をしつつ、他人の力と技術だけを仰ぎ見る者である。また、輸入病は自らのものを軽んじ、他人のものを偶像化して幻想的に扱うことからして、事大主義の重要な表現となる」

「自らの力と技術・資源によって経済強国を建設するための闘争は他人に対する依存と幻想を徹底的に排撃することを前提とする。他人に対する幻想と、他人のもので飾り立てて万事に本腰を入れず安易に済ませようとする輸入病は自身の力を信じられなくする悪性腫瘍のようなものである」

むろん、全体的な統制強化の風潮下において、科学技術も思想的・法的統制の完全な対象外となりえなかったことは明らかであり、たとえば文献上に外国発の技術情報の登録・管理を定めた法規則の内容が紹介されている点からも、当局が外来の文物との接触に抱く警戒感が看取される⁹⁶。また殊更に「古い思想残滓の発現である原料・資材の貪汚浪費と腐敗変質現象、設備の破損を防ぎ、生産手段の登録と利用、保管において厳格な規律と秩序を確立」することが叫ばれ、法執行機関による取り締まり—「あらゆる犯罪と違法現象を摘発し制裁を科す」こと—が求められる状況からは⁹⁷、経済的難関が経済事犯の増加につながっているであろうこと、そしてその対策の必要性が、イデオロギー面を超えた現実的な問題として浮上していることが推量される。それでも斯様ななかであって、こと外来の科学技術に関する記述においてのみ恣意的な曖昧さが残されていることを考慮するとき、そこには政策的作為を見出すことはおそらく妥当であろう。また前節に見た科学技術をめぐるスタンスを考えあわせるならば、対外関係の緊張を所与のものとし、なおかつ経済成長のために必要なリソースの逡減が避けがたい状況に直面した当局の思考において、経済的苦境を挽回しうる要素としての科学技術を意図的なグレーゾーンの中に定置せしめ、その周囲に思想的・法的統制を配置し、これをいうなれば「包囲する」ことによって、統制と経済成長の両立を模索せんとする認識が形成され、2019年にかけてそれが実際に顕現するに至っていたことが、うかがわれるのである。

しかしながら、もとより斯様な手法の成否をめぐっては種々の不安要素が存在していた。ここでは大きく2点を挙げ、本節の掉尾としたい。

まずは北朝鮮における知的所有権について。上記のグレーゾーンが有効に機能した場合、外国技術の受容ないし導入が国内的なイノベーションと生産力向上に結び付く⁹⁸ためには、その過程で開発された知識や技術に対する保護が十全に機能する必要がある。しかしながらこの点に関する文献の記述はきわめて抽象的であり、ここまでに見た統制ムードの影響もあって、全体的な論調はむしろ「今日、信念と義理・良心で党を戴くか、小細工を弄してペテンにかけるかは真の科学者と似非科学者を分ける試金石となっている。小さな才能を信じて眼前の利益と対価を計算する者、評価と報酬を秤にかけて自分のことばかり考える個人利己主義者、実績作りに精を出して困難な研究課題はなおざりにする科学者は科学も知性も論ずる資格のない人間俗物であり、祖国と人民はこのような科学者を軽蔑し唾棄する⁹⁹」といった、集団主義に極端に偏重したものであった。

〔(知的所有権保護制度を構築する上での：訳註) 基本要求は何よりも知的所有権事業を徹頭徹尾社会主義的所有を擁護固守して集団主義原則を徹底的に具現し、社会主義経済の優越性と生活力を余すところなく発揮させる原則のもとで進めるという点である。知的所有権事業に対する指導と管理においては国家的利益・全社会的利益を先次的に立たせつつ、発明家・作家の利益を最大限保障しなければならない¹⁰⁰〕

ならば法制度についてはどうか。文献の説明によれば¹⁰¹、北朝鮮における知的所有権、特に経済に影響を及ぼすものは「発明権」と「特許権」に大別されるという。まず発明権については、国家登録することによって当該の権利が発生するが、その際発明者（機関・企業所・団体・個人）には当該発明に対する人格権のみが付与され、実際の利用権・処分権は国家が所有することになるという。すなわち発明者は国家に権利を譲渡し、国家はそれに対する褒賞として証書やメダル、あるいは当該発明が実際に導入されたことで国家にもたらされた利益金のうち一定額を報奨金として発明者に支払うが、それも登録後1年間に発生したものに限られるのであり、かわりにそのような政治的インセンティブとしての人格権は永久に消滅しないとの説明がなされている。また国内機関・企業所は国家登録された発明を特別な承認なしに利用・導入することが可能であり、これにより国家的な利益が実現するとされる（ただし個人および外国機関は除外される）。他方、特許権についてはこれと性格を異にし、発明者（機関・企業所・団体・個人）には一定期間（15年間プラス最長5年間）独占的な権利（財産権、使用権、販売権、販売許可権など）が認められる。ただしその分国家による審査が厳格であるほか、特許申請料金・特許登録料金・特許保護料金などの手数料負担も求められる。また必要と判断した場合、国家は発明者の許可を得ずに特許権を購入する、あるいは他の機関による利用を認めることができるという。

やや古い文献であるが、2019年発行の文献においてもほぼ同一の内容が確認されるため、現在もこのような規定が適用されているものと判断される¹⁰²。ただし瞥見しても明らかのように、この制度においては発明者（特に個人）の権利がきわめて制限されたものとなっており、インセンティブとして、あるいは権利の担保としての魅力もその分限定的と判断される。この点はほかならぬ同文献自体が認めるところであり、制度改善に向けた課題として「発明者に直接的な経済的利益が支払われるように」することがイノベーション創出のために重要との指摘がなされていることが確認できる¹⁰³。また、その他の文献記述から

は、知的財産を国家が一元的に管理し、なおかつそれらを網羅的・体系的に閲覧可能な状態にすることで技術的水準の向上を図る、あるいは情報網（イントラネット）を通じて複数単位が新製品を共同で開発できるようにするといった手法がイノベーション創出の方法論としてイメージされていることがうかがえるが¹⁰⁴、その際に課題となる知的所有権の整理について、いかなる事態が進んでいるのかは定かではない。特に先に引いた「統制ムード」の中でそれらをいかに整合させるのかは、グレーゾーンを通じたイノベーション実現という政策的手法の成否を大きく左右するものと考えられる。

次に触れるべきは、当該時期に急浮上したタームである「法治」、すなわち北朝鮮における法の支配に関してである。ここまでに見てきた対外意識の先鋭化の過程で、法が体制への脅威に対抗するいわば防壁として位置付けられ¹⁰⁵、また斯様な認識はただちに経済領域にも及んでいた¹⁰⁶。そこにおける脅威認識が外部要因だけでなく「内部の敵」にも向けられていたことはもはや贅言を要すまい。特に「人々の頭の中には個人利己主義・機関本位主義のような古い思想残滓は依然として残っており、ここから社会主義経済を侵害する犯罪と違法現象は生産物の分配と交換の側面においてのみならず生産手段の登録・保管・利用と関連してあらわれる」といった表現で、経済犯罪の存在は公的文献上においてすら相当明確に言及されるようになっていたのである¹⁰⁷。これに対し金正恩が掲げたのが、法規範・規程の細分化・具体化によって社会の実態により即したものとして法を位置付けること、そして人民の遵法意識の向上と厳格・公正な法執行を結合させて「法が人民を守り人民が法を守る」状況を実現するとの方法論、つまり「社会主義法治国家」の形成であった¹⁰⁸。要言すれば法の執行者・被執行者の両側面に統制を加えることで秩序の確立を図ったということになる。

ただし、北朝鮮の文脈によれば「社会主義法治国家」の要諦はなによりも「労働階級の党が領導する法治国家である」こと、すなわち「どのような法であれ人民大衆の意思と要求を集大成した、首領の思想とその具現である党の路線と政策に基づき作成され、その実現の威力ある手段として服務する」点に存するのであり¹⁰⁹、したがってロジックのみを見ても、そこに展開される「法の支配」が本質的な恣意性を内包するものであることは明らかであった。このことから、前記のグレーゾーンが真に安定的なものとして機能し、イノベーション導出に貢献するか否かについては、当初より疑問符が付くのである。

「主体の社会主義法治国家は党の領導の下でのみ成功裏に建設することができる。法治国家を建設するといって法機関が党の上に立とうとしてはならない。党の領導を離れた法治は存在しえない。ゆえにわが国を法治国家に作り上げねばならないとは言わず、社会主義法治国家に作り上げねばならないと言うのである。党の領導は社会主義法治とブルジョア法治を分ける試金石である¹¹⁰」

また、斯様な恣意性を反映してか、公的文献の実際の論調や「社会主義法治国家」に関する言説は、主として法執行にあたるイルクンに警鐘を鳴らし、綱紀肅正を求める内容に終始していたが¹¹¹、ここからは、「社会主義法治国家」概念が法執行機関に対する抑止として機能し、秩序形成に一定の作用を及ぼす可能性が認められる反面、法執行機関の行動をより直接的・過激な方向に誘導する危険性も推測される。法機関に対し、法的処理の件

数（人数）のみを事業評価基準にする行為や「出身成分」による差別（「基本階級」との処遇差別）を戒める言説などはそれ自体が興味深いものであるが¹¹²、プレッシャーの増加が、法機関をしてまさにこのような行為を取らしめる可能性は否定しがたい。そしてその対象がグレーゾーンたる外来技術に向けられ、それをさらに不安定なものとする可能性も、推測されるのである。

7. 結びにかえて－「輸入代替型」経済発展の試図？

以上、本稿においては2019年における北朝鮮経済の動向と政策的方向性を対象として考察を行った。その結果より所見の抽出を試みるならば、大きく2点が挙げられる。

第1点は、やはり外国、特に外来の技術へのアクセスをめぐる一種のグレーゾーンが形成されたことの含意に関してであろう。既述の通り本稿は2018年の動向を扱った前年度報告書の問題意識を承継するものであるが、先年においては外部の先進的技術に対する公的文献の記述ぶりは、字義通りの輸入代替を目指すもの、合法的な裁量空間を確保（経済合理性に基づき必要なものを導入）せんとするもの、そして結果の論理（受け入れた結果が肯定的なものであれば経緯を問題視しない）という、大きく3類型に分かれ、それぞれが相互の関係性を欠いたまま並存する状況となっていた。斯様な状況を、現場レベルの当事者の裁量に付される、意図的に曖昧化された領域が著しく不安定なものとなっていることを反映したものと見立てたのが昨年度論考の趣旨であったが、このような記述の分裂は管見によるかぎり2019年において一定の収束を示しており、その点を糧にこの見立てに一定の妥当性を見出すとすれば、2019年においては斯様な状況に一北朝鮮当局なりの一整理がなされたものと判断され、注目に値する。むしろ直接的には、そこに投影されたのは何よりも技術入手に関する現実的な必要性であろうが、統制ムードの高潮の中でかろうじて残された斯様なグレーゾーンが今後いかなる経緯をたどることとなるか、引き続き中長期のスパンに位置付ける形で注視する必要がある。

そして第2点が、2019年の北朝鮮においてより明瞭なものとなった「自立経済」への政策的方向性が、今後の経済にいかなる影響を及ぼすかに関してであろう。文献上展開された言説による限り、そこにおいては輸入代替型経済成長により近いイメージが投影されているものと判断されるが、その成果、たとえば各種製品の国産化政策に関してはほかならぬ北朝鮮の文献が一慎重な筆致ながら一なお課題の多いことを認めており¹¹³、そこからは字義どおりの形でこの方向性が継続した場合、外来技術に対するアクセスの必要性がむしろ高まるとの可能性が浮上する。上記のグレーゾーンの帰結はこの点からも留意されるべきであろう。あるいは、たとえば政治・外交的要因によって統制ムードがさらに高潮する場合、いったん定まったかに見えるグレーゾーンの位置付けはさらに不安定なものになると考えられ、その場合には北朝鮮当局にとっては非合法的な形で外部製品・技術へのアクセスの誘因がこれまで以上に高まることが推測される。また、北朝鮮経済の現状とその様態は、もとより一義的には経済制裁の影響のなかで顕現したものであるが、同時に一あるいはそれ以上に一核関連部門を包摂した軍事部門への著しいリソースの傾斜配分の所産でもあり、斯様な状況で、事実上の輸入代替型経済成長が主張されるようになってなお、そのような基本構造に変化が見られない点はけだし注目に値しよう。これに関し、本稿に見た「新たな戦略的路線」のロジックをめぐる混乱状況を、この点に関する当局の逡巡を示

唆するものと解釈することも不可能ではないが、より長期的な観点—初めて「国防工業」への優先投資とその経済的効用を説いた2000年代初頭の「先軍時代の経済建設路線」をも視野に入れた—に立つならば北朝鮮当局のこの点に関する志向性は根本的には変化していない可能性が高く、制裁の影響と同程度に、リソースの配分をめぐるロジックが展開されるかが、輸入代替型経済成長の帰趨を量る「切り口」になると考えられる。輸入代替型経済成長がなお主張され続けるのか、そしてその際にいかなる政策が可視化することになるのかを含め、考察をさらに重ねることとしたい。

— 注 —

- 1 以下、同会議に関する記述・引用は「われわれの前進を阻むすべての難関を正面突破戦で切り抜けていこう—朝鮮労働党中央委員会第7期第5次全委員会に関する報道」『労働新聞』2020年1月1日付に拠る。
- 2 同目標（正式名称は「国の経済を安定的に、展望的に発展させるための10大展望目標」とされる）に関しては、「指標別計画を科学的に正確に打算して立て、それを遂行するための闘争を繰り広げ（中略）ねばならない」との言及がなされていることから、新規に登場したものと判断される。また2016年5月に開催された朝鮮労働党第7次党大会時に掲げられた「国家経済発展5カ年戦略」（2016～2020年）に対する公的文献の言及は同会議後顕著に減少し、その後は同戦略の目標数値（未公表）を繰り上げ達成したとされる模範的単位についての報道が散発的になされる程度であるが、斯様な状況が同戦略の全般的な達成を反映したものであり、またそれを継承する形で「10大展望目標」が提唱されるに至ったとは見做しがたい。「高い理想に向かって限りなく開拓し創造する革新的な働きぶり」『労働新聞』2020年2月7日付（安州絶縁物工場の事例）。
- 3 2018年の「新年辞」において「最短期間内」の完工を指示して以降、金正恩は同対象の建設現場を4度訪れており（2018年5月、同年8月、同年11月、2019年4月）、その間に工期が2019年4月15日（太陽節）、2019年10月10日（党創建記念日）、2020年4月15日と3度設定・修正されたことが確認される（各現地指導を報じた記事は『労働新聞』2018年5月26日付、8月17日付、11月1日付および2019年4月6日付に掲載）。
- 4 「世界で最良のわが人民、万難試練に打ち勝ち党を忠実に戴いてきたわが人民が再びベルトを締め上げることなく、社会主義富貴栄華を心行くまで享受するようにすることがわが党の確固たる決心であります」（「偉大な首領金日成大元帥さまの誕生100周年慶祝閱兵式でなされたわが党と人民の最高指導者金正恩同志の演説」『労働新聞』2012年4月16日付）。
- 5 飯村友紀「北朝鮮経済における『対制裁シフト』の様態」（平成28年度外務省外交・安全保障調査研究事業『朝鮮半島情勢の総合分析と日本の安全保障』報告書、日本国際問題研究所、2017年3月）および同『対制裁シフト』下における裁量権と統制の相剋」（平成29年度外務省外交・安全保障調査研究事業『「不確実性の時代」の朝鮮半島と日本の外交・安全保障』研究会報告書、日本国際問題研究所、2018年3月）。
- 6 以下、同路線についての梗概は飯村友紀『「新たな戦略的路線」の政策的含意—新旧路線の承継性と異同の観点から—』（平成30年度外務省外交・安全保障調査研究事業『「不確実性の時代」の朝鮮半島と日本の外交・安全保障』研究会報告書、日本国際問題研究所、2019年3月）を参照。
- 7 以下、本稿ではこれら各路線に対しては略称の「新たな戦略的路線」「新たな並進路線」を用い、また両者を対比する際などには便宜上「新路線」「旧路線」と表記することとする。
- 8 金グアンチョル「国家財政管理の本質的内容と特徴」『経済研究』2019年第1号、2019年1月、53頁および白ソンイル「法体系を完備する上であらわれる重要な要求」『法律研究』2019年第4号、2019年11月、11頁。なお、2019年4月に実施された最高人民会議（第14期第1次会議）の予算報告に示された「国防費」および「経済発展用支出」の予算総額に占める割合は、2018年実績値が15.8%：47.6%、2019年計画値が15.8%：47.8%とされている（『労働新聞』2019年4月12日付）。
- 9 李チャンヒョク「党の新たな戦略的路線の提示は自力自強に基づくわれわれの経済力の力強い誇示」『社会科学院学報』2019年第2号、2019年5月、34頁。

- 10 カン・ Cholナム「わが党が提示した社会主義経済建設に総力を集中することについての戦略的路線の正当性」『哲学・社会政治学研究』2019年第3号、2019年9月、18～19頁。
- 11 李ヨンソプ「自衛的国防力はわが共和国の自主権守護の強力な宝剣」『哲学・社会政治学研究』2019年第3号、2019年9月、49頁。
- 12 金ヨンジン「勝利の信念をもたらすわれわれの強力な自衛的国防力」『千里馬』2019年第11号、2019年11月、22頁および李基成『知識経済時代と新世紀産業革命』社会科学出版社、平壤、2019年1月、107頁。なお後者の文献では後段において現在の北朝鮮の経済構造が「国防工業が重要な地位を占める」ものとなっていることが言及されており、フィードバックの希薄さを考慮するといっそう興味深い(164頁)。
- 13 金スリム「革命武力・国防力は国の尊厳と人民の運命のための担保」『社会科学院学報』2019年第3号、2019年8月、29頁および趙ウォングク「自体の科学技術力を高めることは社会主義強国建設の基礎」『哲学・社会政治学研究』2019年第1号、2019年3月、41頁。
- 14 たとえば、徐ソニイル「党中央委員会4月全員会議の歴史的意義」『社会科学院学報』2019年第2号、2019年5月、12頁。ここでは「記念碑的創造物」の例として馬息嶺スキー場、祖国解放戦争勝利記念館、銀河科学者通り、紋繡水遊戯場、美林乗馬倶楽部、柳京歯科病院、紋繡機能回復院、金日成総合大学教育者住宅、未来科学者通り、洪建島干拓地(一段階)、黄海南道水路(一段階)、柳京眼科総合病院、平壤保健酸素工場、黎明通りが挙げられている。
- 15 むろん、政治的な判断に基づいてそれらの顕現が自制されているとの解釈も不可能ではないが、たとえばロ・グム Chol「宇宙の平和的利用原則の法的性格と適用範囲(条約法に関するウィーン協約を基準として)」(『金日成総合大学学報(法律学)』2019年第1号、2019年3月)には北朝鮮が宇宙条約を批准し、なおかつ安保理決議の正統性を認めていないため宇宙の平和的利用の完全な権利を有するとの記述が見られ(87～88頁)、少なくとも北朝鮮の文脈においては、法的な制約は存在しない(とされている)ことが看取される。また原子力発電については金正恩自身がたびたび開発を指示しているが、文献中で言及されるケースは稀であり、電力問題に関する多くの言説においては原子力が捨象されることがほとんどである(金正恩「新年辞」『労働新聞』2019年1月1日付および李ジンス「現時期電力問題解決であられる重要問題」『経済研究』2019年第3号、2019年7月、11頁。「潮水力と風力、原子力発電能力を展望性をもって造成」すべしとの共通の文言が見られる)。
- 16 金ソソヒ「全人民的な創造大戦を力強く繰り広げることは万里馬速度創造の基本要求」『哲学・社会政治学研究』2019年第1号、2019年3月、47頁。
- 17 なお逆の方向性、つまり軍隊に対する社会的支援に関しては従前と同様に要求・称揚されていることが容易に看取される。たとえば「『女盟』号軽飛行機寄贈集会が進行」『朝鮮女性』2019年第11号、2019年11月、31頁。ここでは女性同盟の寄付・供出により製造された軍用機の伝達式の模様が報じられている。
- 18 前掲『知識経済時代と新世紀産業革命』188頁。ここでは「わが党の」が省略されている。
- 19 孫ヨンソク「経済強国建設の輝かしい前途を明らかにされた敬愛する最高領導者金正恩同志の不滅の思想理論的業績」『経済研究』2019年第4号、2019年10月、7頁。
- 20 孫ヨンソク同上論文、7頁および8頁。
- 21 以下、この金正恩報告については金正恩「朝鮮労働党第7次大会で行った党中央委員会事業総括報告」『労働新聞』2016年5月8日付を参照。
- 22 たとえば、本稿冒頭に引いた2019年末の党中央委員会第7期第5次全員会議における金正恩報告では、新路線に対する直接的な言及はないものの、「米国の強盗的な行為により、われわれの外部環境は並進の途を歩んでいた時も、経済建設に総力を集中するための闘争を繰り広げている現在もなんら変わる場所がな」との表現がなされていることから、少なくとも北朝鮮の文脈においては、2020年現在も新路線が継続しているものと判断される。
- 23 たとえば金グァンイク「現時期、人民経済の先行部門、基礎工業部門の前にあられる重要課業」『経済研究』2019年第4号、2019年10月、11～12頁ならびに金ギョソン「先端技術産業は知識経済の柱」同2019年第1号、2019年1月、18～20頁。ただし経済発展を主導する重点部門としてどちらを設定するかに関してはテキストによる異同が大きく、結果として両論併記に近い状況となっている。
- 24 煩瑣を避けるため、本節における同会議に関する記述および金正恩の発言内容は特記ないかぎりすべて註1と同文献に依拠することを明記し、個々の注釈を省略する。
- 25 この点については飯村友紀、前掲「北朝鮮経済における『対制裁シフト』の様態」および「『対制裁シ

- フト』下における裁量権と統制の相剋」にて考察した。また、2019年4月10日、最高人民会議第14期第1次会議を前に開催された党中央委員会第7期第4次全員会議の席上、金正恩は「最近行われた朝米首脳会談の基本趣旨とわが党の立場について」触れ、「わが国の条件と実情に合わせてわれわれの力と技術、資源に依拠した自立的民族経済に基づき自力更生の旗幟高く社会主義建設をいっそう粘り強く前進させていくことで、制裁によってわれわれを屈服させられると血眼になり誤判している敵対勢力に深刻な打撃を与えねばならない」と発言したとされる。「朝鮮労働党中央委員会第7期第4次全員会議に関する報道」『労働新聞』2019年4月11日付。
- 26 金正恩「現段階における社会主義建設と共和国政府の対内外政策について」『労働新聞』2019年4月13日付。
- 27 この点は金正恩の発言に加えて、同会議で採択された決定書中に「強力な政治外交的、軍事的攻勢により正面突破戦の勝利を担保する」との項目が見られることから確認できる。
- 28 李マンニョル「わが党の新たな戦略的路線は継続革命思想を具現している革命的路線」『社会科学院学報』2019年第4号、2019年11月、18頁。ここでは上記の金正恩施政演説の文言をそのまま敷衍した上で「これを具現して（わが党により：訳註）提示された路線が、まさにわが党の新たな戦略的路線である」と記述している。「正面突破戦」のタームが登場する以前の言説であるが、同タームのエッセンスの端緒がこの施政演説に胚胎されていたことはすでに触れた通りであり、このことから本稿では「正面突破戦」と「新たな戦略的路線」の関係性をこのように解釈している。
- 29 2018年における斯様な状況については、飯村友紀、前掲『「新たな戦略的路線」の政策的含意』にて触れた。
- 30 金正恩、前掲「新年辞」『労働新聞』2019年1月1日付。
- 31 金正恩、前掲「現段階における社会主義建設と共和国政府の対内外政策について」『労働新聞』2019年4月13日付。
- 32 金グァングク「国家予算を正しく立て、執行することは経済強国建設においてあらわれる重要問題」『社会科学院学報』2019年第3号、2019年8月、37頁。
- 33 趙ウンジュ「社会主義自立経済の威力をさらに強化することは社会主義経済建設戦線で革命的昂揚を起こすための重要な課業」『経済研究』2019年第3号、2019年7月、11頁。後段において、その必要性が「帝国主義者たちがわが国の根本利益に反する要求を制裁解除の条件とし、敵対勢力の制裁が執拗に続いている」点に求められていることが見出せる（12頁）。
- 34 金ヨンチョル「自立的経済構造の完備は社会主義自立経済の威力をさらに強化するための重要要求」『経済研究』2019年第3号、2019年7月、17頁。
- 35 全ジソン「地質探査事業を先立たせて原料・燃料の主体化を実現することは自立経済強国建設の出口」『経済研究』2019年第1号、2019年1月、34頁。
- 36 たとえばリュ・ジェイル「わが国家第一主義を信念として刻むことは社会主義の新たな進撃路を開いていくための重要要求」『哲学・社会政治学研究』2019年第1号、2019年3月、22～23頁。
- 37 李ヨンナム「現時期人民経済を活性化するために経済管理方法を革新する上であらわれる重要問題」『経済研究』2019年第3号、2019年7月、14頁。
- 38 尹ジョンハン「節約闘争と自力更生」『千里馬』2019年第9号、2019年9月、59頁。またこれら以外に、業種に特化した「部門別予備」あるいは地域に特化した「中央予備／地方予備」による分類も存在するという。
- 39 以上の引用は李ヨンギル「内部予備を最大限探求動員することは経済建設を推進するための重要問題」『千里馬』2019年第6号、2019年6月、67頁による。
- 40 梁ジュギョン「地方工業発展と郡の役割」『千里馬』2019年第10号、2019年10月、57頁。また「自給自足の炎はここにも燃え広がった」同2019年第9号、2019年9月、49頁。後者は元山市直売店の事例を紹介したもので、このようなタイプの生産活動に対し「自給自足」の表現が用いられていることが確認できる。
- 41 「畜産業発展の4大環をつかんで」『錦繡江山』2019年第7号、2019年7月、7頁。農業省畜産管理局技師長のインタビュー中の発言である。
- 42 たとえば、「演壇 生活が実に豊かになります」『朝鮮女性』2019年第3号、2019年3月、47頁。このケースでは年に鶏200羽、豚10頭程度を継続的に飼育しているとある。また「演壇 決心して取り組む甲斐があります」同2019年第7号、2019年7月、49頁のケースでは、家庭レベルでの兎の飼育により、10羽を1年で500～600羽に増やし、そこから肉700～800kg、最高で1トンを得ることが期待できるとの記述が見られる。

- 43 たとえば「取り組みばできること」『千里馬』2019年第3号、2019年3月、55頁。平安北道郭山郡の農村での事例とされる。
- 44 韓 Cholryon 「社会主義民放としての朝鮮民主主義人民共和国民法の重要特徴」『金日成総合大学学報（法律学）』2019年第1号、2019年3月、43頁。
- 45 「訪問記 自らの力で栄える仕事場の誇り」『統一新報』2019年6月1日付。南浦市の温泉郡醬工場の事例で、生産現場の衛生水準を向上させるためエアシャワーを自作する過程で、付属品の製作に必要な資材が購入により賄われたとある。
- 46 たとえば、金正恩は2018年新年辞においては同制度が「工場・企業所・協働団体に実地の徳をもたらすように積極的に対策を講じ」るよう求めており、また2019年12月の党中央委員会第7期第5次全会会議においては、同制度を「現実性をもって実施する事業をよく行っていく」ことを経済活性化のための課題として挙げている（金正恩「新年辞」『労働新聞』2018年1月1日および前掲「朝鮮労働党中央委員会第7期第5次全会会議に関する報道」）。
- 47 『労働新聞』2019年6月12日付、8月13日付、9月14日付。いずれも金才龍総理の現地了解を報じる記事で、それぞれ平壤火力発電所と清川江火力発電所、千里馬製鋼連合企業所、平壤ベアリング工場の視察に際し同制度の強化が言及あるいは討議されたとある。
- 48 リュ・ギョンサム 「農場員たちの意思と利益を尊重することは農業戦線で増産闘争を力強く繰り広げていくための重要方途」『社会科学院学報』2019年第4号、2019年11月、31頁。ただし、農場責任管理制に関する議論は現状では理論雑誌上で行われるにとどまっていることから、制度の実際の導入の程度に関してはなお検討を要する。
- 49 沈 Cholryon 「現時期農場責任管理制における経済的槓杆の利用の特徴」『経済研究』2019年第4号、2019年10月、40頁。
- 50 カン・チョルス 「現時期社会主義企業体の経営支出補償においてあらわれる問題」『金日成総合大学学報（経済学）』2019年第1号、2019年4月、11頁。
- 51 金ナムウン 「企業所指標生産物の価格打算における需要伸縮性指標の利用」『経済研究』2019年第4号、2019年10月、28頁。
- 52 李ピョンジョ 「国家的に社会主義企業責任管理制が実地に徳を発揮するよう積極的な対策を立てる上であらわれるいくつかの課題」『経済研究』2019年第2号、2019年4月、11頁。
- 53 金チョルス 「企業体の生産販売戦略作成であらわれる重要な問題」『社会科学院学報』2019年第3号、2019年8月、40頁および金ハクチョル 「生産企業体の販売戦略作成であらわれる原則的要求」『千里馬』2019年第11号、2019年11月、54頁。ノルマ外の生産物の（注文契約以外の）販売ルートとして、前者では「企業所販売拠点」「直売店、商店、展示場をはじめとする国家的に組織された販売拠点」が、また後者では「社会主義物資交流市場を通じた販売」「直営店と自体販売所による販売」が挙げられているが、いずれについても詳細な説明は省略されている。
- 54 以下、引用順に金ヒョンチョル 「社会主義企業責任管理制の要求に合わせて企業所計画化事業を改善することは企業体と生産者が高い意欲と熱意をもって働いていくようにするための重要方途」『経済研究』2019年第4号、2019年10月、17頁、廉ビョンホ 「現時期経済管理を合理化するための経済的槓杆の利用」同2019年第2号、2019年4月、17頁。
- 55 それぞれ李ヒョク 「現時期社会主義企業体の経営戦略作成においてあらわれる重要要求」『経済研究』2019年第3号、2019年7月、18頁、黄ジュンファ 「国家の統一的指導は現時期経営資金管理を改善するための重要要求」同46頁。
- 56 「大衆の自覚的熱意を呼び起こすことが重要である」『労働新聞』2019年5月14日付。熙川製紙工場初級党委員会の事例とされる。
- 57 金ソンチョル 「現金計画の作成と執行においてあらわれるいくつかの問題」『経済研究』2019年第1号、2019年1月、56頁。なお、ここでいう「現金計画」は「一定の期間銀行の出納に入ってくる現金収入の規模と源泉、現金支出の大きさと方向を規定する計画」と定義され、これをもとに銀行が通貨発券量を調節することにより貨幣の安定性が保たれる、との説明がなされている。
- 58 金ソンチョル 「通貨調節の手段とその活用においてあらわれる問題」『経済研究』2019年第3号、2019年7月、48～49頁および金ゲァングク 「遊休貨幣資金の形態」同47頁。
- 59 全オクシル 「銀行に対する金融監督事業を強化することは経済強国建設を資金的に担保するための重要要求」『社会科学院学報』2019年第2号、2019年5月、38頁。「かつて中央銀行を中枢として、その支店となっていた平壤市銀行をはじめとする各道の銀行が商業銀行へと転換され採算制で運営され

- ている」との記述がある。
- 60 南ソクチュン「社会主義社会における商業銀行資金の構成とその特徴」『経済研究』2019年第2号、2019年4月、51～52頁。
- 61 朴インソン「金融機関採算性とその運営方途」『経済研究』2019年第4号、2019年10月、48～49頁。
- 62 同上、49頁。銀行の収入源として貸付利子収入、決済奉仕収入、違約金収入、現金出納奉仕収入、抽籤業務収入、カード業務収入、情報奉仕収入等があることが列挙され、それらの収入に対し「所得分配において国家に入れる額を先次的に保障し、銀行機関が使用する分を正確に分配して源泉を徹底的に具現」するのが金融機関採算制の謂であるとの説明を付している。
- 63 宋ギョンリョル「通貨調節における準備金積杆とその合理的利用」『社会科学院学報』2019年第4号、2019年11月、34頁。
- 64 咸ソンジョン「敬愛する最高領導者金正恩同志が明らかにされた金融情報化に関する思想」『金日成総合大学学報（経済学）』2019年第2号、2019年10月、4～5頁。
- 65 朴インソン「社会主義商業銀行の管理においてあらわれる基本原則」『経済研究』2019年第3号、2019年7月、54頁。
- 66 金ソンホ「住民貯金事業を活気をもって進行するための方途」『経済研究』2019年第4号、2019年10月、52頁。
- 67 カン・ギョンヒ『発券および通貨調節方法論』科学百科事典出版社、平壤、2019年、162～163頁。「協同換率」は「国内の市場価格に対応したわが国の貨幣と他国の貨幣の交換比率」と説明され、これを「国家基準換率」（公定レート）に強引に接近させた場合には「市場換率が形成され市場間取引が行われ、国内での外貨流通が助長されて国家が遊休外貨資金を自分の手中に集中させることができなくなる」との記述がなされている。
- 68 金正恩、前掲「現段階における社会主義建設と共和国政府の対内外政策について」『労働新聞』2019年4月13日付。
- 69 任ヒョンギョン「国家経済力についての主体的理解」『経済研究』2019年第2号、2019年4月、13頁。
- 70 李ヨンジュ「わが党の新たな戦略的路線の正当性」『経済研究』2019年第2号、2019年4月、7頁。
- 71 たとえば「信じるものはただ自身の力のみ」『千里馬』2019年第4号、2019年4月、53頁。江東炭鋳連合企業所の各部署で「自力更生基地」を運営し、作業道具や部品を自ら生産しているとの事例。またロ・ Cholソン「人民経済の自立的発展応力を拡大強化する上であらわれる重要問題」同上69頁。モデル単位のノウハウ伝播による技術水準の底上げが語られている。
- 72 李グムオク「科学技術を重視することは経済強国建設を力強く促すための根本方途」『金日成総合大学学報（哲学）』2019年第1号、2019年4月、27頁および李ジノク「科学技術はウリ式社会主義を飛躍的に発展させる強力な推進力」『哲学・社会政治学研究』2019年第2号、2019年6月、41頁。
- 73 以下、引用順に黄ヨン「科学技術を先立たせることは自立経済発展の近道」『経済研究』2019年第2号、2019年4月、18頁、金ギチョル「自力更生の革命精神と科学技術は万里馬速度創造大戦の原動力」『金日成総合大学学報（哲学）』2019年第1号、2019年4月、32頁。
- 74 許ドソン「自力更生の強者として育ててくださった卓越した領導」『千里馬』2019年第4号、2019年4月、19頁。
- 75 安ジョンドウ「科学技術は国と民族の興亡盛衰を左右する強力な要因」『哲学・社会政治学研究』2019年第3号、2019年9月、43頁。
- 76 宋ヨンス「社会主義強国建設の戦略的路線－自強力第一主義」『千里馬』2019年第10号、2019年10月、17頁。
- 77 方ハクチョル「先端科学技術に基づく自強力を育てることは経済強国建設の必須的要求」『千里馬』2019年第5号、2019年5月、62頁。
- 78 金ヒソン「自力更生・艱苦奮闘は革命と建設においてすべてのものを自体の力で遂行していく革命精神」『哲学・社会政治学研究』2019年第1号、2019年3月、31～32頁。
- 79 引用順に文ギョンシム「衛生便宜奉仕事業を改善するうえであらわれる重要な問題」『千里馬』2019年第8号、2019年8月、66頁、金ジョンナム『社会主義のわが家』平壤出版社、平壤、2019年、107～108頁。前者は美容室や銭湯などの文化厚生施設の運営技術・ノウハウに関する記述である。
- 80 「妙術」『錦繡江山』2019年第2号、2019年2月、13頁。バス修理工場支配人に関する記事であり、正確にはそれらの渉猟を通じて「知識の塔を積み上げ、その過程で新たな発明、創意考案が相次いであふれ出た」とある。なお金正恩の同単位に対する現地指導は、『労働新聞』2018年8月4日付で報

じられた。

- 81 前掲『知識経済時代と新世紀産業革命』185頁。
- 82 金ヨンラン『北側の教育現場に行く』平壤出版社、平壤、2019年、124頁。在外コリアンの手になる見聞記である。
- 83 ケ・グァンイル「科学技術普及室の運営を正常化することは時代発展の重要な要求」『千里馬』2019年第4号、2019年4月、74頁。ここでいう科学技術普及室は「金日成総合大学、金策工業総合大学をはじめとする著名な各大学とネットで連結された遠隔大学講義室」を指し、各単位でこれを整備することが技術水準の底上げに貢献するとの記述がなされている。
- 84 金正恩、前掲「現段階における社会主義建設と共和国政府の対内外政策について」『労働新聞』2019年4月13日付。「われわれが技術貿易を行う根本目的は、現代的な機械設備や手段を購入しようとするところにあるのではなく、そのような機械設備や手段を作り出す革新的な技術的内容を購入・習得して、それに基づいてよりいっそう高い先端技術を創造しようとするところにある」といった言説もこれに類するものといえよう（金ヨン「現時期の国の対外貿易構造改善の基本方向」『経済研究』2019年第4号、2019年10月、44頁）。
- 85 「かつての時期、対外貿易部門において一辺倒をなくすことができず、対外貿易を多角的に発展させられなかったことは、対外貿易交渉をわが国の経済発展の実情と、限りなく変化発展する世界貿易の発展趨勢にあわせて改善していくことができなかつたことと密接に関連している。対外貿易交渉の相手国の包括範囲が特定の国と地域に偏っていたため、世界の各地域で急速に形成・拡大している自由貿易協定・共同市場・経済同盟など、各種形態の貿易市場をわれわれに有利に利用するための貿易交渉戦略と戦術を円満に活用することができなかつた」（金ヒョン Chol「現時期、対外貿易交渉を改善することは対外貿易発展の必須的要求」『経済研究』2019年第2号、2019年4月、45頁）。現在の状況が念頭に置かれていることは文脈より明らかであろう。
- 86 鄭グァンソン「アラブ諸国における『カラー革命』の破局的後禍とその教訓」『金日成総合大学学報（歴史学）』2019年第2号、2019年10月、118頁・119頁。また築ヒョンス「道徳気風確立で先頭に立つことはイルクンたちの役割を果たすための重要な要求」『朝鮮女性』2019年第11号、2019年11月、50頁。なお、特に動揺しやすい階層として青年層が位置付けられていることもあって、文献上ではかつて速度戦青年突撃隊が不祥事により青年同盟から除名された逸話なども教訓的に言及されるようになっており、興味深い（『金正恩時代の朝鮮青年たち』外国文出版社、平壤、2019年、21頁）。
- 87 金スンホ「一心団結を百方に強化して徹底的に擁護保衛することは人民民主主義的独裁機関の重要な課業」『法律研究』2019年第2号、2019年5月、7頁。
- 88 李ジョンボム「社会主義社会における階級闘争の特徴」『金日成総合大学学報（哲学）』2019年第1号、2019年4月、49頁・50頁。その手段として精神的な「思想闘争・思想教養」のみならず物理的な「鎮圧」が用いられるとされている。
- 89 ここでは、「論説 思想事業は社会主義偉業の遂行における中核的な事業」『労働新聞』2019年6月19日付、鄭ウンチャン「迷信の虚構性」『千里馬』2019年第10号、2019年10月、71頁、崔グム「誌上講座 社会主義道徳気風を徹底的に確立しよう」同2019年第3号、2019年3月、50頁、黄スン Chol「誌上講座 社会主義生活様式確立の重要性」『朝鮮女性』2019年第7号、2019年7月、51頁、洪ウンジュ「敬愛する最高領導者金正恩同志の名言解説」同2019年第5号、2019年5月、19頁、許イルホ「誌上講座 前社会に文化情緒生活気風を立てることは社会主義文明建設の重要な要求」同2019年第9号、2019年9月、52頁を参照した。
- 90 卞ヒョクイル「現時期、人々の革命意識を高めるための教養事業の重要内容」『哲学・社会政治学研究』2019年第3号、2019年9月、42頁。
- 91 以下、引用順に「論説 思想文化事業に沈滞と足踏みがあってはならない」『労働新聞』2019年11月4日付、「非社会主義現象との闘争は全人民的な事業」同2019年5月31日付。
- 92 秋グムソン「敬愛する最高領導者金正恩同志が明らかにされた全人民が高い階級的自尊心をもって経済建設大進軍で新たな飛躍と確信を起こすようにすることについての思想の本質」『哲学・社会政治学研究』2019年第1号、2019年3月、8頁。
- 93 引用順に李ギョン Chol「敬愛する最高領導者金正恩同志が深化発展させた国家機関の活動において遵法性を徹底的に保障することについての思想」『金日成総合大学学報（法律学）』2019年第2号、2019年9月、15頁、楊ソン Chol「革命的原則を堅持することは社会主義の運命と関連する重要な問題」『金日成総合大学学報（哲学）』2019年第1号、2019年4月、42頁、「国家社会生活において法の

- 役割を強化するための要求」『労働新聞』2019年5月19日付。
- 94 李ジョンチョル「自力更生は祖国繁栄の威力ある宝剣」『社会科学院学報』2019年第1号、2019年2月、5頁。
- 95 引用順に、金ヨンガン「輸入病は事大主義の重要な表現」『社会科学院学報』2019年第3号、2019年8月、32頁、林イチョル『奇跡と繁栄の宝剣 自力更生』平壤出版社、平壤、2019年、257頁。
- 96 「法務解説 科学技術普及法の要求を徹底的に守り、社会主義強国建設に貢献しよう」『千里馬』2019年第4号、2019年4月、39頁。同法には機関・企業所・団体など各单位が「外国の科学技術資料」を収集する際に課される手順（審議・登録）等が規定されているとあるが、詳細は不明である。
- 97 金ミョンチョル「生産手段管理に対する検察監視の本質と特徴」『法律研究』2019年第3号、2019年8月、27～28頁。
- 98 なお、この場合には当該の外国技術に関する知的財産権の保護も問題となりうるが、論旨を明確にするため、ここでは北朝鮮における知的財産権の位置付けに絞って考察している。
- 99 「科学者の足跡」『労働新聞』2019年8月10日付。
- 100 「知的所有権保護制度を完備する上であらわれる基本要求」『労働新聞』2019年1月9日付。
- 101 以下の記述については、李ソンハク「発明権と特許権に対する一般的理解」『金日成総合大学学報（歴史・法律）』2014年第4号、2014年10月、120～124頁を参照した。
- 102 朴チンホ「特許制度を完備することは国の科学技術発展を促進させていくための重要要求」『経済研究』2019年第3号、2019年7月、61～63頁。
- 103 同上、62頁。なお、その他の課題として、先進技術の導入を促すための外国人・外国企業による特許登録が可能な環境の整備が挙げられている点が興味深い。
- 104 カン・チュンソク「企業体知的財産登録の合理的組織」『金日成総合大学学報（経済学）』2019年第1号、2019年4月、31頁、また呉ヨンジン「現時期、情報網を通じた社会的協業の組織であらわれる重要問題」『経済研究』2019年第3号、2019年7月、39頁。
- 105 「社会主義法は階級闘争の武器、人民民主主義独裁の武器であり、国家社会制度を侵害する敵対勢力の蠢動の形態と手法などを具体的に規定して、それに徹底的な懲罰を加えている。社会主義法は全部門・全単位に厳格な制度と秩序を強く立てよう隙間なく規定することで、敵に足を踏み入れる余地を与えない。社会主義法は敵対分子と闘争する国家機関の組織と活動においてあらわれる問題を全面的に規定することで該当機関の機能と役割を高めうる法的担保を準備する」（崔イルボク「社会主義法務生活に関する独創的な思想理論の創始とその実践的意義」『法律研究』2019年第3号、2019年8月、8頁）。
- 106 「すべての経済的槓杆を合理的に利用して自立経済の威力を遺憾なく発揚して人民経済全般を活性化するにも国家的な規律と秩序を立てねばならない。経済建設においてあらわれる無規律と無秩序に対する法的統制・法的闘争の度数を高めなければ国家的損失を防ぐことはでき（中略）ない」（「遵法気風を全社会的な紀綱として確立することは社会主義強国建設の必須的要求」『労働新聞』2019年2月3日付）。また社会主義企業責任管理制や「新たな戦略的路線」を担保する根拠法の制定や既存法の修正補充を行うべしとの主張も見られる（李ジョンチョル「現実発展の要求に合わせて法制定事業を強化する上で現れる重要な問題」2019年第3号、2019年8月、13頁）。
- 107 金ミョンチョル「生産手段管理に対する検察監視の重要性」『法律研究』2019年第2号、2019年5月、26頁。
- 108 金正恩、前掲「現段階における社会主義建設と共和国政府の対内外政策について」『労働新聞』2019年4月13日付。
- 109 崔イルボク「法治と民主主義」『金日成総合大学学報（法律学）』2019年第2号、52頁。
- 110 「論説 法が人民を守り人民が法を守る真の人民の国」『労働新聞』2019年10月24日付。
- 111 この種の言説は特に2019年になって増加しているが、ここではさしあたり2点を引く。
「われわれの社会では法の外にある者は存在しない。社会主義法はいかなる特権も許容せず、われわれの主権の及ぶ全地域と部門、全対象に差別なく、同一に適用される。イルクンが治外法権的な行動をとれば、全国に法紀綱を適切に立てることはできない。（中略）法機関と法イルクンたちは（中略）法執行において二重規律を許容することなく、法の適用で科学性と客観性、公正性と慎重性を徹底的に堅持せねばならない」（「遵法気風確立と社会主義強国建設」『労働新聞』2019年12月12日付）。
「人民の上に君臨して人民が付与した権限を悪用する特権行為は社会主義の姿と人民的性格を曇らせ党と国家に対する人民の指示と信頼を弱め、社会主義制度の存在自体を危うくする。（中略）勢道と官僚主義、不正腐敗行為をはじめとする人民の利益を侵害するすべての否定的現象は、イルクンたちにとって第一の闘争対象である。わが党が最も軽蔑するのは、人民の利益をないがしろにして自分一人の安

逸と享楽のみを追求する勢道の輩、官僚の輩である。群衆に対しぞんざいに号令をかけ傍若無人にふるまう者、人民の生活上の不便を気にも留めず特典と特恵のみを追求する個人利己主義者から人民的な事業作風が出てこないのは自明のことである」(同上、2019年5月26日付)。

- 112 白ソニイル「法機関の事業を一心団結を徹底的に擁護保衛することに志向させていく上であらわれる重要な要求」『法律研究』『法律研究』2019年第3号、2019年8月、10頁、金ヒョク「反犯罪闘争における犯罪心理予測の重要性」同上25頁。

- 113 主として国産品に対する矜持に関連付けて展開される以下のような言説から、国産化政策の実態を一定程度推測することができよう。

「今はまだ、われわれの製品の中には質を高められず、われわれの原料と資材によって生産できていないものも多い。しかしこのことが輸入病を正当化する盾になってはならない」(魏オク「われわれのものを愛し貴重に考えることは愛国心の発現」『朝鮮女性』2019年第11号、2019年11月、34頁)。

「自立経済の威力を成長強化するための重要な方途のひとつは、人々が自らのものを積極的に愛用するところにある。全人民が国産品を選好し、広く利用するとき、拡大再生産が実現し、それだけ経済が発展することとなる。(中略)単純にわれわれのものを愛することだけでは真の愛国について語ることはできない。自らのものを貴重に考えるだけでなく、それをより発展させるためにすべての知恵と精力を捧げる者が、真に祖国と人民のための愛国者であると堂々と自負することができる」(安グムチョル「われわれのものを愛用する者が愛国者」『千里馬』2019年第10号、2019年10月、27頁)。

「このような電子要素は電子工学、自動化分野から航空運輸、宇宙産業分野に至る各分野における一つの革新となるという点から、非常に注目される先端技術でもある。そしてまさにこのような技術を国家科学院機械工学研究所の科学者たちが完成したのである。むろん、朝鮮で作った機械設備は発展した国々のものより質的に勝っているわけではない。しかし、すべての創造物が他国の技術の移転や模倣によってでなく、自分の力と技術で、開発創造型で作ったものであるという点に意義があるのである」(鄭スンニョ『科学技術で発展する朝鮮』外国文出版社、平壤、2019年、31頁。アモルフアス鉄芯を利用した変圧器に対する記述)。